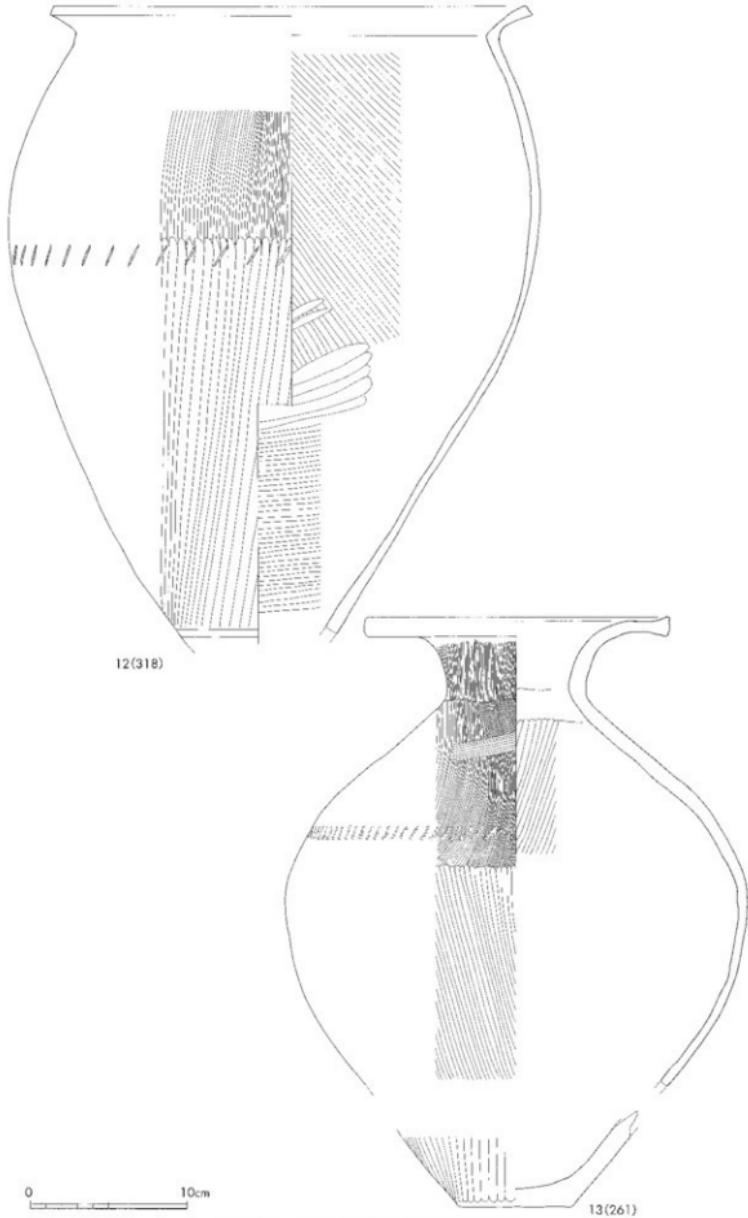
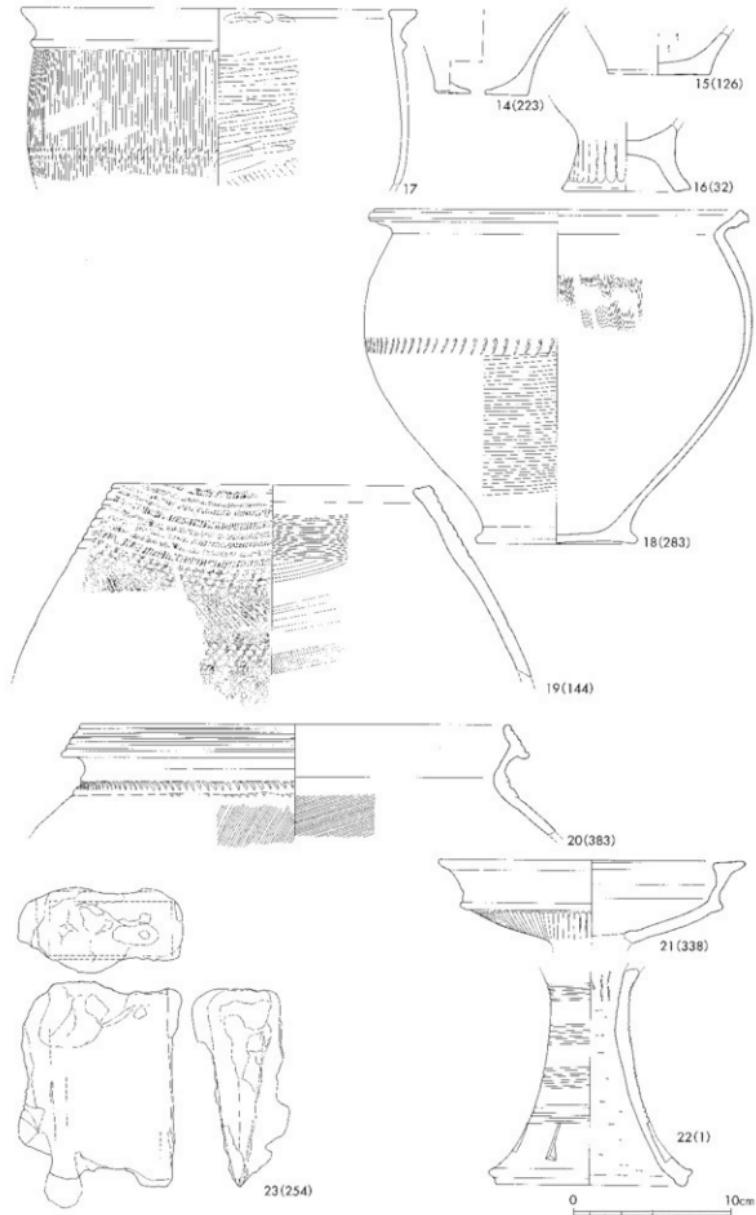


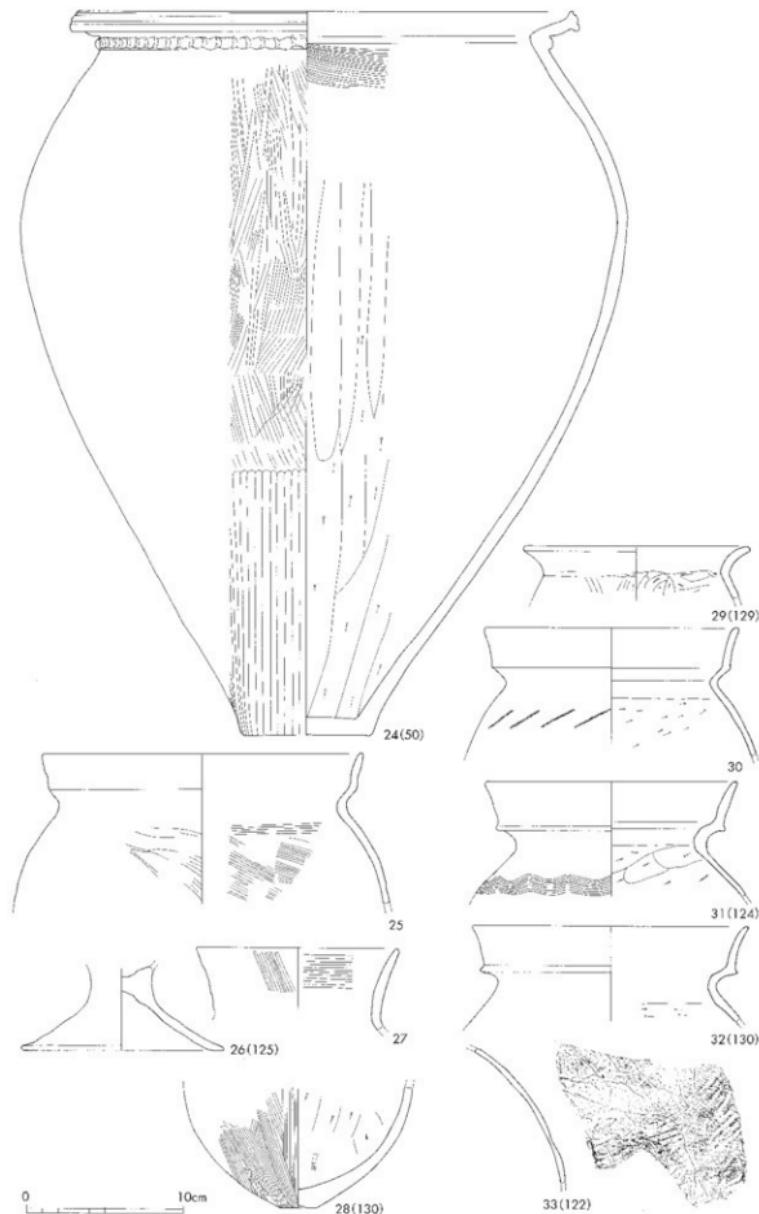
第148図 中野清水遺跡Ⅷ区出土遺物(2)



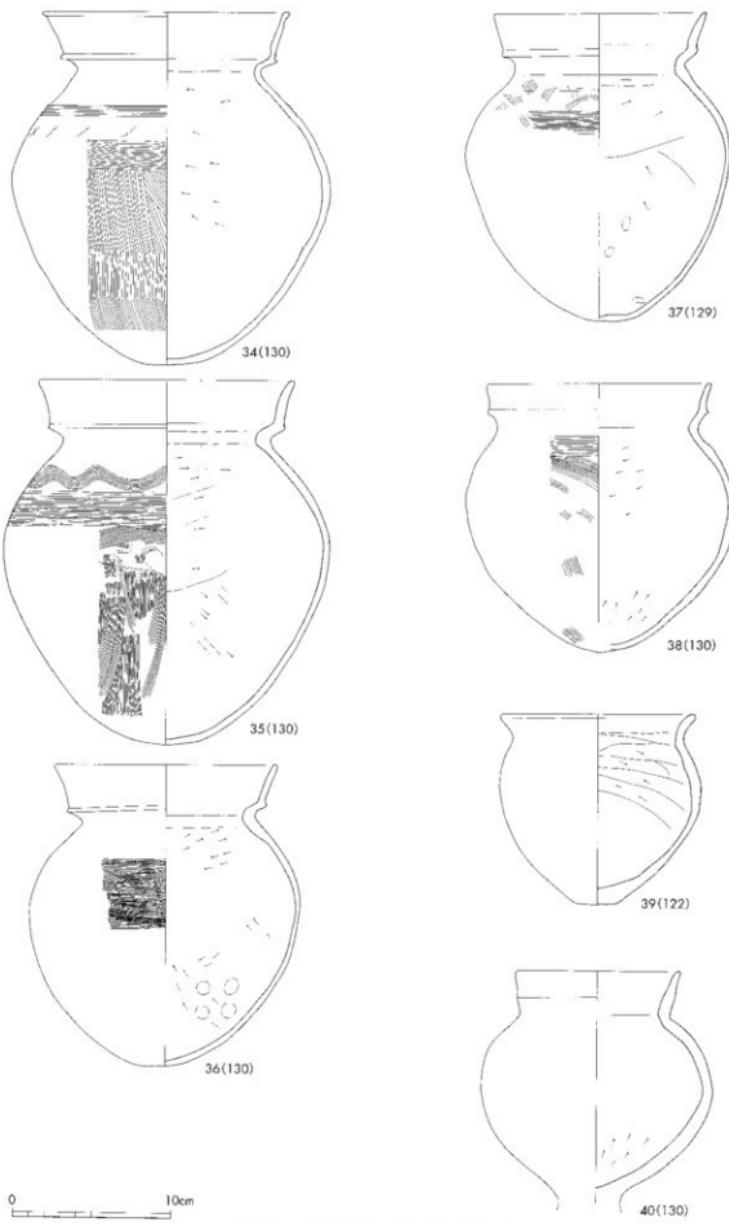
第149図 中野清水遺跡Ⅳ区出土遺物(3)



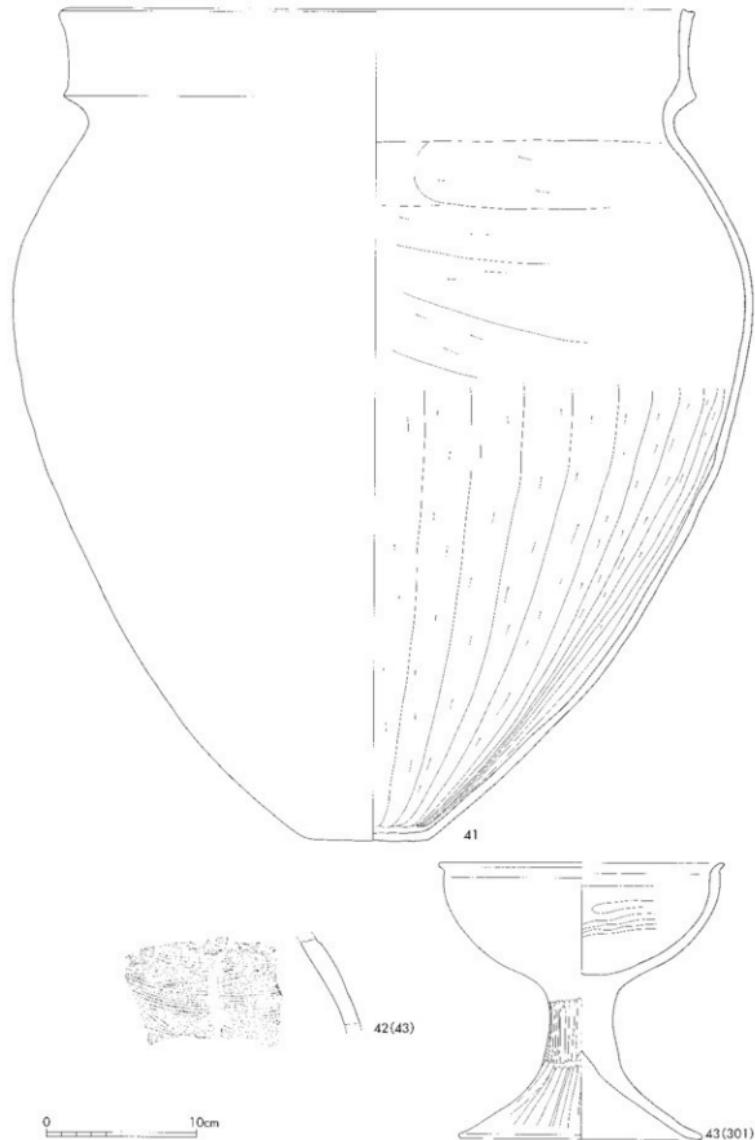
第150図 中野清水遺跡VIII区出土遺物(4)



第151図 中野清水遺跡VIII区出土遺物(5)



第152図 中野清水遺跡VIII区出土遺物(6)



第153図 中野清水遺跡VII区出土遺物(7)

cm程上を除き、炭化物付着痕がある。内面はない。4は口径14.2cm、器高19.7cm、底部径6.0cmの小型の甕である。内外面の調整は2に同じであるが、外面には文様はない。6は口径28.8cm、器高39.9cm、底部径8.5cmある。調整痕は2・4に同じである。胴部外面に文様はないかハケ目調整以前の成形痕らしきものがある。叩き痕かもしれない。12は口径30.0cm、器高約40.0cmで底部を欠く。内外面の調整痕は2・4・6に同じである。外面には文様はない。内外面とも全面に炭化物付着痕がみられる。20は口径27.0cmの口縁部～肩部の破片である。口縁部は内傾し、5条の沈線がある。肩部には低い突帯があり、その上に貝殻腹縁の刺突文を廻らす。二重に重ねている。14は、底部で焼成後の穿孔がある。15は径6.4cmの底部。16は台付甕の底部である。

第147図3・5・第148図7・第149図13・第150図19・第153図42は壺形土器である。3は口径15.9cm、器高31.7cmで器壁は菱形土器と比較すると厚い。口縁部と胴部に1条の貝殻腹縁による刺突文がある。胴部の外面は刺突文を境に、上方はハケ目調整、下方は縦方向のヘラミガキである。内面はハケ目調整である。底部付近は調整不明。5は口径10.2cm、器高21.7cm、底部径6.4cmで、基本的な調整は3と同じであるが、頸部と肩部の境に刺突による沈線文が1条ある。内面底部には指頭圧痕がある。7は口径16.4cm、器高35.0cm、胴部径31.1cm、底部径7.9cmで、口縁部から肩部にかけて文様で飾られている。内外面ともヘラミガキ調整であるが、内面は部分的にヘラミガキ前のハケ目調整痕がみえる。口縁部は内傾し、斜格子文、頸部の凹凸のある突帯を廻らす。肩部は櫛描き波状文・3条の沈線による斜格子文・貝殻腹縁による刺突文の順である。13は口径19.2cm、推定器高36.7cm、胴部径28.9cm、底部径7.1cmで頸部がしまり、口縁が大きく聞く。外面はハケ目調整痕の上から、肩部に貝殻腹縁による刺突文、その下は縦方向のヘラミガキ痕がある。内面は頸部の下からヘラミガキを施す。19は無頸壺で口唇部から文様で飾られている。縦方向のハケ調整痕の上から8条の沈線・貝殻腹縁による刺突文・羽状文・貝殻腹縁による刺突文・羽状文の順である。復元口径20.0cm。42は7.0×9.5cmの破片。櫛描き沈線文の間に羽状文、半裁竹管文は櫛描き文の上に捺されている。

第150図17・18は鉢形土器である。17は口径24.9cmで、口縁部は幅1.7cmの平坦面がある。口縁部の下に1条の低い突帯を廻らす。外面は縦方向のハケ目調整の上から胴部に刺突文を施す。内面は横方向のヘラミガキである。胴部から下を欠く。18は口径22.8cm、器高20.9cmで、径10.0cmの安定した底部を付けている。調整は外面がヘラミガキ、内面はハケ目調整である。胴部に貝殻腹縁による刺突文がある。

第150図21・22・第153図43は高杯である。21は口径19.3cmの杯部。22は高さ13.5cmの脚部である。三角形の透かしは貫通していない。43は口径18.6cm、器高18.2cmで内外面ともヘラミガキ調整である。

第148図8は錘形土製品である。長さ7.0cm、中央での径3.7cm、重さは70.56gある。孔径は0.4cmである。9は刃部の折れた磨製石斧で、393.72gある。10は磨製石斧を再利用した叩き石である。長さ10.8cm、幅6.2cm、厚さ4.5cmで、重量は567.96gある。11は梢円形の叩き石で、604.59gある。両面の中央に少しのくぼみがある。

第150図23は鋳造鉄斧である。長さ13.0cm、幅8.0cm、厚さ4.0cmで、重量は785.0gある。側面に鋳型痕がある。大陸・半島からの搬入品と考えられる。松江市西川津遺跡の弥生時代中期層からも鋳造鉄斧片が出土している。

## VI 中野清水遺跡出土木製品の樹種

渡辺正巳（文化財調査コンサルタント）・古野 裕（島根大学総合理工学部）

はじめに

中野清水遺跡は島根県東部、出雲市中野町地内に立地する遺跡である。

本報告では、古代～中世あるいはそれ以降の用材についての基礎資料とする目的で、検出された木製品を対象に樹種鑑定を行った。また本報告は、島根県教育庁埋蔵文化財調査センターが文化財調査コンサルタント株式会社に委託して実施した委託業務報告書を簡略化したものである。

試料について

樹種鑑定を行った試料の一覧を表1に示す。表1には、同時に鑑定結果も示してある。

永久プレパラートは渡辺（2000）に従い作成した。また作成した永久プレパラートには整理番号を付け、文化財調査コンサルタント様にて保管管理をしている。

作製した永久プレパラートを、光学顕微鏡下で40倍～600倍の倍率で観察し記載を行った。記載にあたって同一分類群は一括して記載し、代表的な試料の3断面の顕微鏡写真を付けた。また用語などは基本的に島地ほか（1985）に従った。

樹種の鑑定結果と記載

表1に鑑定結果を示し、各分類群毎に記載を行った。

①スギ *Cryptomeria japonica* D.Don

試料No：1,2,3

記載：構成細胞は仮道管、樹脂細胞、放射柔細胞からなる。早材から晩材への移行はゆるやかで、晩材の幅は広い。樹脂細胞は主に晩材部に分布している。また、分野壁孔はスギ型で2～3個存在することなどから、スギと同定した。

用材についての特徴

前述の様に3試料の樹種鑑定を行った結果、全てがスギであった。

島地・伊東（1988）によれば、「折敷」として記載されている23点のうち、4点がスギ材である。最も記載が多いのはヒノキの11点であるが、これに次ぐ数であることから、今回の結果は「折敷」の用材としては一般的な例といえよう。

「曲物」300点の記載のうち、スギは36点を占める。ヒノキが206点と圧倒的に多いものの、これに次ぐ数であり（島地・伊東、1988）、「曲物」の用材としては一般的な例と言えよう。

引用文献

島地 謙・伊東隆夫 編（1988）日本の遺跡出土木製品総覧。296p. 雄山閣、東京。

島地 謙・佐伯 浩・原田 浩・塙倉高義・石田茂雄・重松頼生・須藤彰司（1985）木材の構造。276p. 文永堂、東京。

渡辺正巳（2000）長原遺跡東北地区東調査地出土木質遺物の樹種鑑定。長原遺跡東部地区発掘調

査報告Ⅲ－1997年度大阪市長吉東部地区土地区画整理事業施行に伴う発掘調査報告書－、247-249、財團法人大阪市文化財協会。

表1 樹種鑑定結果一覧表

| 試料番号 | 整理番号      | 樹種名 | 遺構(取上番号) | 種別 | 備考    |
|------|-----------|-----|----------|----|-------|
| 1    | W03070405 | スギ  | SK02 板   | 折敷 | 古代～中世 |
| 2    | W03070406 | スギ  | SK02 曲物  | 曲物 | 古代～中世 |
| 3    | W02060701 | スギ  | NS-SX01  | 板材 | 中世以降～ |

## VII 出雲市中野清水遺跡出土漆・土器付着物試料の<sup>14</sup>C年代測定

小林謙一<sup>(2)</sup>・今村峯雄<sup>(1)</sup>・坂本 稔<sup>(1)</sup>・永嶋正春<sup>(1)</sup>

1) 国立歴史民俗博物館 情報資料研究部

2) 総合研究大学院大学 博士後期課程 日本歴史研究専攻

平安時代の漆塗り土器1点、古墳前期土器付着炭化物3点、漆容器4点（うち1点は大津町北遺跡）から、<sup>14</sup>C年代測定用の試料を採取した。うち、2点（大津町北遺跡出土漆容器を含む）は充分な炭素量が見込めなかつたため保留し、中野清水遺跡の6点について<sup>14</sup>C年代を得た。以下に、採取試料の状況、処理方法、測定及び曆年較正年代を報告する。

### 1 測定対象資料と炭化物の状態

測定を試みた9点について、試料番号順に述べる。土器は第155図に図示する。

REKNG11 (第121図51) IV区3層土器1群出土 (仮SU-1, 3918)、漆容器。内部に生漆が付着していた。

REKNG12 (第137図27) VII区3層土器だまり3出土 (仮SU-2)、漆容器。内部に生漆が付着していた。

REKNG13 (第137図28) VII区3層土器だまり3出土 (仮SU-3)、漆容器。内部に生漆が付着していた。

REKNG14 (第130図33) VII区2層出土、漆塗り須恵器 (仮SU-4)。胴部内面に漆が認められた。漆塗膜を採取し、測定した。

SMM14 (第116図13) IV区3層土器だまり1群出土 (PN03850)、古墳時代前期壺形土器。胴下部外面に、スス状に炭化物が付着していた。

SMM16 (第117図15) IV区3層土器だまり1群出土 (PN03852)、古墳時代前期壺形土器。胴下部外面にスス状に、胴下部内面に煮焦げ状に炭化物が付着していた。内面の炭化物を測定した。

### 2 炭化物の処理

試料については、以下の手順で試料処理を行った。(1)の作業は、国立歴史民俗博物館の年代測定資料実験室において小林、(2)(3)は、SMM14については、坂本が行った。SMM16については、(1)(2)の作業を行った後、炭素量が少なかったため、(3)については地球科学研究所を通してベータアナリティック社へ委託した。NGの番号の試料については、(1)の作業を行った後、作業の進行上、労力を省く必要により、(2)(3)について地球科学研究所を通してベータアナリティック社へ委託した。

(1)前処理：有機溶媒による油脂成分等の除去、酸・アルカリ・酸による化学洗浄 (AAA処理)。

アセトンに浸け振とうし、油分など汚染の可能性のある不純物を溶解させ除去した（1回）。AAA処理は、自動処理器で行った。80°C、各1時間で、希塩酸溶液で岩石などに含まれる炭酸カルシウム等を除去、アルカリ溶液でフミン酸等を除去、酸処理で中和後、水により洗浄する。漆であるNGの番号の試料は、酸処理 (1N-HCl) 3回、アルカリ処理 (1N-NaOH) 4回、酸処理3回、水洗5回を行った。土器付着物であるSMMの番号の試料は、酸処理 (1N-HCl) 2回、アルカリ処理 (0.1N-NaOHD) 4回、酸処理1回 (180分)、水洗5回を行った。

各試料は、採取総量、AAA前処理を行った量、前処理後回収した量、二酸化炭素化精製に供した量、二酸化炭素の炭素相当量をそれぞれ測定してある。基本的に前処理した試料の半分を精製した。前処理のうち、NG I以外の最初のアルカリ溶液を保存してある。

(2)二酸化炭素化と精製：酸化銅により試料を酸化 (二酸化炭素化)、真空ラインを用いて不純物を除去。

(3)グラファイト化：鉄（またはコバルト）触媒のもとで水素還元しグラファイト炭素に転換。アルミ製カソードに充填。

AAA処理の済んだ乾燥試料を、500mgの酸化銅とともにバイコールガラス管に投じ、真空に引いてガスバーナーで封じ切った。このガラス管を電気炉で850°Cで3時間加熱して試料を完全に燃焼させた。得られた二酸化炭素には水などの不純物が混在しているので、ガラス真空ラインを用いてこれを分離・精製した。

1.5mgのグラファイトに相当する二酸化炭素を分取し、水素ガスとともにバイコールガラス管に封じた。これを電気炉で650°Cで12時間加熱してグラファイトを得た。管にはあらかじめ触媒となる鉄粉が投げてあり、グラファイトはこの鉄粉の周間に折出す。グラファイトは鉄粉とよく混合した後、穴径1mmのアルミニウム製カソードに60kgfの圧力で充填した。

### 3 測定結果と曆年の較正

AMSによる<sup>14</sup>C測定は、SMM14は加速器分析研究所（測定機関番号IAAA）に依頼して行った。その他の、ペータアナリティック社（測定機関番号Beta）へ委託した。

年代データの<sup>14</sup>CBPという表示は、西暦1950年を基点にして計算した<sup>14</sup>C年代（モデル年代）であることを示す（BPまたはyr BPと記すことも多いが、本稿では<sup>14</sup>CBPとする）。<sup>14</sup>Cの半減期は国際的に5,568年を用いて計算することになっている。誤差は測定における統計誤差（1標準偏差、68%信頼限界）である。

AMSでは、グラファイト炭素試料の<sup>14</sup>C/<sup>12</sup>C比を加速器により測定する。正確な年代を得るには、試料の同位体効果を測定し補正する必要がある。同時に加速器で測定した<sup>13</sup>C/<sup>12</sup>C比により、<sup>14</sup>C/<sup>12</sup>C比に対する同位体効果を調べ補正する。表には、加速器分析研究所による誤差を付して記してある。ペータアナリティック社は十分な炭素量がある場合、<sup>13</sup>C用ガス試料を質量分析計により測定した<sup>13</sup>C/<sup>12</sup>C比の値を示してある。<sup>14</sup>C/<sup>12</sup>C比は、標準値（古生物belemnite化石の炭酸カルシウムの<sup>13</sup>C/<sup>12</sup>C比）偏差値に対する千分率δ<sup>13</sup>C（パーミル、‰）で示され、この値を-25‰に規格化して得られる<sup>14</sup>C/<sup>12</sup>C比によって補正する。補正した<sup>14</sup>C/<sup>12</sup>C比から、<sup>14</sup>C年代値（モデル年代）が得られる（英語表記ではConventional Ageとされることが多い）。

#### <曆年較正>

測定値を較正曲線INTCAL98<sup>1)</sup>（曆年代と炭素14年代を曆年代に修正するためのデータベース、1998年版）と比較することによって実年代（曆年代）を推定できる。両者に統計誤差があるため、統計数理的に扱う方がより正確に年代を表現できる。すなわち、測定値と較正曲線データベースとの一致の度合いを確率で示すことにより、曆年代の推定確率分布として表す。曆年較正プログラムは、OxCal Programに準じた方法で作成したプログラムを用いている。統計誤差は2標準偏差に相当する、95%信頼限界で計算した。年代は、較正された西暦 cal BCで示す。() 内は推定確率である。図は、各試料の曆年較正の確率分布である。

| 試料の重量 (mg)<br>試料No. | 採集  | 処理 | 回収    | 含有率1  | 精製用  | ガス*  | 含有率2  | 含有率3  |
|---------------------|-----|----|-------|-------|------|------|-------|-------|
| NG11                | 146 | 78 | 50.98 | 65.4% | 7.90 | 6.80 | 86.1% | 56.3% |
| NG12                | 118 | 58 | 31.82 | 54.9% | 8.00 | 5.09 | 63.6% | 34.9% |
| NG13                | 92  | 56 | 39.05 | 69.7% | 9.00 | 5.79 | 64.3% | 44.8% |
| NG14                | 210 | 61 | 42.13 | 69.1% | 8.08 | 7.13 | 81.0% | 55.9% |
| SMM14               | 22  | 22 | 8.81  | 40.1% | 2.47 | 1.48 | 59.9% | 24.0% |
| SMM16               | 9   | 9  | 2.11  | 23.4% | 1.36 | 0.72 | 52.9% | 12.4% |

\*は、二酸化炭素の炭素相当量

含有率1は回収量/処理量、含有率2はガス相当量/精製用重量、含有率3は含有率1\*含有率2。

| 番号<br>試料No | 機関<br>Beta-<br>IAAA- | 炭素年代<br>$\delta^{13}\text{C}$ | 曆年較正cal AD (2 $\sigma$ ) |   |
|------------|----------------------|-------------------------------|--------------------------|---|
|            |                      |                               | $^{14}\text{C}$ BP (補正值) | (%) は確率   |
| NG11       | 178714               | -30.3‰                        | 1870±30                  | AD80-240(95.5%),                                  |
| NG12       | 178715               | -29.4‰                        | 1880±30                  | AD70-230(95.4%),                                  |
| NG13       | 178716               | -28.7‰                        | 1880±30                  | AD70-230(95.4%),                                  |
| NG14       | 178717               | -28.7‰                        | 1430±30                  | AD570-600(12.8%), 600-670(82.7%) <sup>2)</sup>    |
| 16         | 182486               | -10.1‰                        | 1840±40                  | AD90-110(1.9%), 130-270(77.2%)                    |
|            |                      |                               | <sup>3)</sup>            |   |
| 14         | 31128                | -25.2±0.9‰                    | 1810±40                  | AD90-110(1.9%), 130-270(77.2%),<br>280-340(16.2%) |

## 註

- 1) 加速器分析研究所での  $\delta^{13}\text{C}$  値は、加速器による測定であり、報告された誤差を付す。
- 2) 570-600, 600-670 cal AD は、570-595, 600-670 cal AD の曆年較正年代であることを示す。

## <結果>

曆年較正年代について検討する。古墳時代前期ころの、日本の較正曲線については、日本産の樹木年輪を調べると、AD80-200年頃にかけてINTCAL98の較正曲線と約30年程度のズレが存在する可能性があり、INTCAL98で較正年代を求めるると數十年ほど見かけ上、古い年代が較正される可能性がある。これを解決するには、日本産の樹木年輪により年輪年代が求められ、かつそれを用いて日本の較正曲線を作成する必要があり、今後の課題である<sup>3)</sup>。今回の測定結果を見ても、ほぼ一括して出土している古墳前期の試料であるNG11~13及びSMM14・16は、測定値はほぼ同一の値であり、較正年代としては130-230cal AD にもっとも高い確率で重複するが、古墳時代前期の年代としては、やや古い。やはり、この間に付いては30年ほど古く測定されることが想定できる。

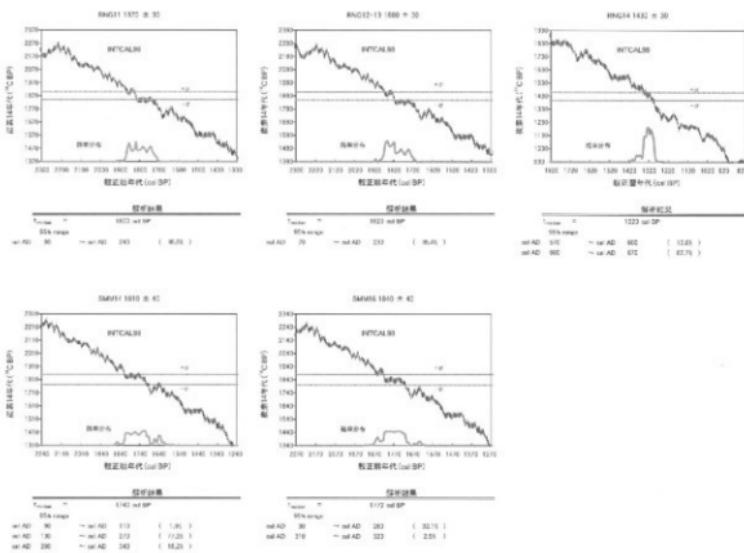
7世紀の所産とされているNG14については、較正年代で600-670cal ADの確率が最も高く、考古学的所見と整合的である。

$\delta^{13}\text{C}$  値について検討する。試料種や環境の差異によって同位体の取り込み方に差が生じるため、 $\delta^{13}\text{C}$  値は、異なる<sup>3)</sup>。樹木では重い<sup>13</sup>Cよりも軽い<sup>12</sup>Cを選択的に取り込み、大気中の<sup>14</sup>C濃度より低くなる。安定同位体である<sup>12</sup>Cと<sup>13</sup>Cの同位体比 ( $\delta^{13}\text{C}$  値) によって、同位体分別効果の年代値のずれを補正する。標準試料の同位体比はAD1950年の樹木年輪を用いるため、その平均的な $\delta^{13}\text{C}$  値をとって-25‰ (パーミル) とする。貝殻などは0‰ (年代値で+400年)、C<sub>4</sub>型植物 (アワ・ヒエなど) は-10~17‰、漆は-30‰となる。SMM14の $\delta^{13}\text{C}$  値は標準的な値であるが、SMM16の $\delta^{13}\text{C}$  値は、他に比べて重く、漆であるNGの試料は軽いことが注目される。NG11~14の漆試料は、-30‰前後であり、筆者らによるこれまでの漆試料の計測と整合的である。SMM14は、土器外面の煤であり、C<sub>4</sub>型の植物を燃料材とした煤の可能性が高い。これに対し、SMM16は内面の煮ゴケ状の付着物で、 $\delta^{13}\text{C}$  値が-10‰と特に重く、調理の際のお焦げであるならば、調理の食物が、例えばC<sub>4</sub>型の植物 (アワ・ヒエ・キビなども含まれる) などであった可能性が考えられる。土器内面の付着物を測定したのは、今回の測定試料ではSMM16の1点であり、同土器外面付着物・他の上器の内面付着物と比較するなど、検討していくべき。

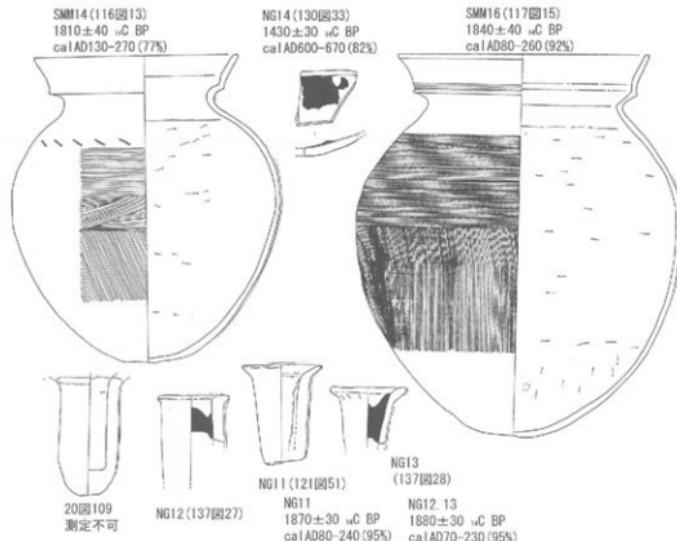
この分析は、日本学術振興会科学研究費 平成15年度基盤研究 (A・1) (一般) 「縄文時代・弥生時代の高精度年代体系の構築」(課題番号13308009) の成果を用いている。

## 参考文献

- 1) Stuiver,M.,et.al. 1998 INTCAL98 Radiocarbon age calibration,24,000-0 cal BP.Radiocarbon 40(3),1041-1083.
- 2) 収本稔・今村峯雄・佐原真・光谷拓実・J.vander Plicht 2000「日本産樹木による炭素14年代修正にむけて」『日本文化財科学会 第17回大会 研究発表要旨集』 日本文化財科学会 10-11
- 3) 今村峯雄2000「考古学における<sup>14</sup>C年代測定 高精度化と信頼性に関する諸問題」『考古学と化学を結ぶ』馬淵久夫・富永健編 UP出版 東京大学出版社 55-82



第154図 年代測定試料暦年較正年代 確率密度分布



第155図 年代測定試料採取上器 (1/4)

## VIII 古代神門郡塩冶郷の祭祀 一まとめにかえて一

出雲は新墾 以上、大津町北遺跡と中野清水遺跡の調査の概要を報告した。調査の結果は両遺跡はどの時代においても、それぞれ別個の遺跡ではなく一体となつたものであったことが知られる。発掘調査で検出した遺構・遺物からみると、両遺跡には二つのピークがあることがわかる。一つは弥生時代末から古墳時代前期、もう一つは7～8世紀の時期である。このことは、それらの時期に出雲平野が人々との関係が最も深かつたことを表している。すなわち、前者は、それまで様々な生活用具の素材が、石や骨角が主体であったのに替わって鉄になり、鉄器が普及していき、大和を中心とする古墳文化が列島内に広がっていくとする時期でもある。後者は、律令国家が成立・展開していく過程にある。この二つの時期に出雲平野に大規模な開発の手が加えられたのであろう。その結果が『出雲國風土記』<sup>22</sup> 出雲郡条に次のような記述が載せられることになったと考えられる。

出雲の大川 源は伯耆と出雲と二つの國の境なる鳥上山より出で、流れて仁多の郡横田の村に出で、即ち横田・三處・三澤・布勢等の四つの郷を経て、大原の郡の境なる引沼の村に出で、即ち来次・斐伊・屋代・神原等の四つの郷を経て、出雲の郡の境なる多義の村に出で、河内・出雲の二つの郷を経て、北に流れ、更に折れて西に流れ、即ち伊努・杵築の二つの郷を経て、神門の水海に入る。此は則ち、謂はゆる斐伊の川の下なり。河の兩邊は、或は上地農沃えて、五穀・桑・麻稔りて枝を顕け、百姓の膏腴なる蘭なり。或は土地體沃えて、草木叢生れたり。則ち、年魚・鮭・麻須・伊具比・鰐・鯨等の類ありて、潭窟に蔓び泳げり。河の口より河上の横田の村に至る間の五つの郡の百姓は、河に便りて居めり。出雲・神門・飯石・仁多・大原の郡なり。孟春より起めて季春に至るまで、材木を校へる船、河中を沿泳れり。

古墳出現期 『出雲國風土記』に描写された出雲平野の情景を頭に描きながら、試みに、弥生時代から古墳時代中期の大津町北遺跡と中野清水遺跡出土の報告した土器を数えると次のようである。報告書への掲載にあたってはできるだけ口徑・器高がわかるものを取り上げたが、図示できなかつたものも相当量があるので、必ずしも実態を現していないかもしれない。この時期の土器編年は近年盛んに行われている。本報告で一応の目安とした松山編年<sup>23</sup> もその一つであるが、どちらとも云えない資料が数多く存在するので、この章においては、便宜上、九重一鍵尾一大木一小谷一大東という従来の編年と年代観を使用する。\*=1～10個体である。

|         |       |        |
|---------|-------|--------|
| II～IV様式 | ***   |        |
| 九重      | *     |        |
| 鍵尾I=的場  | *     | 西谷3号墓  |
| 鍵尾II    | ***   |        |
| 大木      | ***** |        |
| 小谷      | ***** | 神原神社古墳 |
| 大東      | ***   |        |

こうしてみると、大木式・小谷式に個体数が集中しており、このあたりの集落形成に大木式の時期に一つの画期があったと云えよう。集落を囲むように掘られた溝に多量の土器が廃棄されていた出雲市古志木郷遺跡<sup>24</sup> でも同じような傾向がある。

この多量の大木式・小谷式の土器に混在して、山陰地方では通常見かけない土器の一群がある。

既に、姫原西遺跡<sup>22</sup> や藏小路西遺跡<sup>23</sup> でも報告されているように、胎土に砂粒を多く含み、ハケ目調整痕の顯著な壺形土器と、外面に叩き痕のある壺形土器である。その他にも、胎土にあまり砂粒を含まず、赤褐色の単純口縁の壺形土器や広口で丸底の碗形土器等もある。単純に撒入された土器と云いきれないものもあるが、炭化物付着痕等の使用痕があり、在地で作られた土器と一緒に使用されていたようである。そうした土器の器種構成は、たとえば、福岡県糸島郡前原町三雲遺跡<sup>10</sup> の大溝出土の土器の器種構成に通ずるものがある。三雲遺跡では、大津町北遺跡・中野清水遺跡に搬入されたと考えられる土器群と、いわゆる山陰系の土器が共存しているからである。しかし、表面的な観察だけからでは産地を特定するには難しいものがある。西部瀬戸内地方に特徴的な土器も存在するからである。そこで、本報告では搬入された土器を西部瀬戸内～北部九州系と広く捉えることにした。畿内の布留式土器に似たものもあるが、それさえも細部の特徴をみると一日、西部瀬戸内～北部九州を経由したものが入ってきてているようにさえ思える。出雲平野が西部瀬戸内～北部九州地域と交流していた証であろう。それは陸路ではなく、海上のルートが想定されよう。

これらの土器群の中に、生漆採集容器があった。内面に付着している生漆を年代測定したところ、VII章で報告されているように、第121図51はAD80～240、第137図27と28はAD70～230という測定値を得た。この種の土器は長瀬高浜遺跡にもあるが、古墳時代前期のうちには消滅したようでその後に続くものがない。現代の生漆採集容器のように木製のものに換わったのであろう。

また、第116図13と第117図15の大木式の壺形土器の内外面に付着していた炭化物では、それぞれ、AD130～270、AD80～260という互いに近似した測定値を得ている。山陰地方の弥生時代後期から古墳時代前期にかけて、これまでに測定値の出ている年輪年代・炭素14年代や貨泉・舶載鏡等を検討した中川寧氏は、「3世紀第三～第四四半期を上限として布留式が始まる、ということを述べても、從来述べられてきたことと大きく矛盾はしないのではないかと考えられる。」として土器の曆年代に言及している<sup>30</sup>。大木式はほぼ布留式相当期と考えられるので、中川氏の見解は中野清水遺跡出土資料から得られた測定値と符合する。

こうした多量の土器群の中には、非実用的なものも含まれるが、壺・壺類が最も多く、壺形土器には内外面に炭化物付着痕があるのを通例とする。このことは日常的に炊飯に使用していたものが廃棄されたことを物語るものであり、付近にこれらを使っていた集落の存在を示すものである。しかし、出雲平野には、長さ約50mの前方後円墳である大寺古墳（第3図⑯）と円墳と考えられ筒形銅器を出土した山地古墳しか今のところ前期古墳は知られていない。景初3年鏡を出土した神原神社古墳（方墳）や、松本1・3号墳（前方後方墳）は、斐伊川の中流域まで瀕らなければならない。未発見の古墳が存在するのか、それともこの平野の特殊な歴史的事情なのか説明しきれないものがある。

**在地社会の祭祀** 7～8世紀では、中野清水遺跡II区を中心に多量の遺物が出土した。II区、及びIV区でも述べたように、II区2層II群の土器群は、土製品を含めたある器種構成を持った土器の単位が多数重なって出来上がったものであることが知られた。7～8世紀を通してこれらの土器の単位はおよそ次のようなA～Cの三段階の変遷をしていることが考えられた。

- A. 7世紀代——炊飯用具・食器（II区SX20・IV区土器2・3群）
- B. 8世紀前半——炊飯用具・食器・各種小型土製品・鉄器・墨青土器（II区2層II群）
- C. 8世紀後半——食器・・・・・・・・・・・・墨青土器・赤彩土器・製壠土器（II区SX07）

その土器の単位は祭祀の主体の単位でもあることはIV区において考察したとおりである。古墳文化の地方波及と共に小型手捏上器や上製・滑石製模造品を伴った、例えば第114図に掲げたIV区出土資料のような大和型の祭祀もみられるようになるが、それは6世紀後半～7世紀前半になると一旦影を潜めるようになる。その時期の祭祀遺跡の数は全国的にみても少なくなるのである。A段階はまさにその時期にあたるのであり、「在地型祭祀」と云ってもよいだろう。B段階に至って（おそらく7世紀後半も）再び大和型祭祀の要素が「在地型祭祀」に加わってくるのであるが、それはもはや律令的祭祀の導入なのである。木製品の残らない上層であったため斎弔や呪符木筒等をも考慮に入れておかねばならない。C段階になると「在地型祭祀」の要素は払拭され、祓いを中心とした律令的祭祀が一応定着したと考えられる。祓いにおける清めの塙の役割が大きくなつたようだ。そこには、国（司）一郡（司）一郷・里（長）一村（長）を通して律令的祭祀が村落社会に浸透していく様子が窺えよう。その村落社会でのこのような祭祀の主体はA～Cの段階を通して、律令国家側からみた場合の戸主とその戸口にあたる人々であったことは遺跡に残された遺物の器種構成が示している。VII区2層出土の第130図33に図示した須恵器蓋環の破片は7世紀前半の年代観のものであるが、これに付着していた漆を年代測定したところ第155図に示したようにAD600～670という測定値を得た。これはこれまでの年代観と矛盾する値ではない。これを踏まえて、このA～Cの年代観をもう少し明確にすると、A段階=6世紀後半～7世紀前半、B段階=7世紀後半～8世紀前半、C段階=8世紀後半～となる。第62図298（カラー図版8・9）に掲げた「人面」小型手捏土器は都城や関東地方で出土するいわゆる「人面墨書き土器」と何らかの関係があるに相違ない。未だ山陰地方では「人面墨書き土器」の出土例はないが、「人面」小型手捏土器は、律令的祭祀のこの地方の村落社会での現れ方の一つとして捉えられよう。

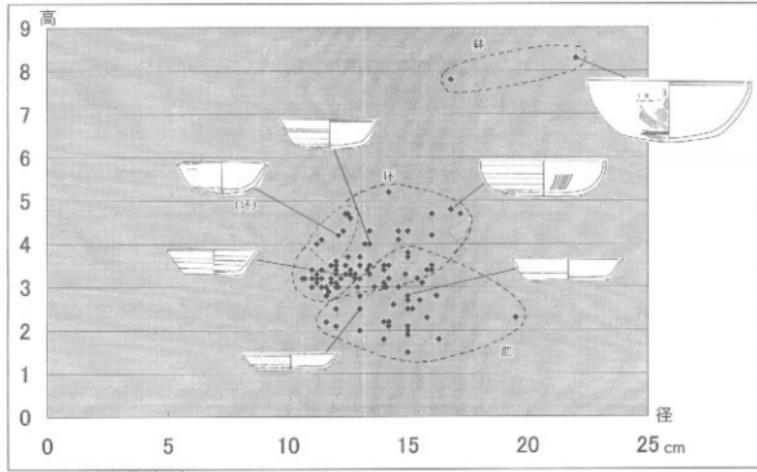
**須恵器と土師器** 第156図は無高台の食器類の赤彩土師器（上）と須恵器（下）の口径と器高の関係を表している。この表では、鉢・壺・皿の器種を選んで作成した。但し、壺と皿は実調図から、壺的、皿的にみえるものという報告者の恣意的な基準で分類した。その結果、赤彩土師器には、壺と皿が少し重なる部分ができた。しかし、須恵器においては壺と皿では明確なグループができた。赤彩土師器には壺とも皿ともつかない一群があるのか、それとも、土器の破片から復元実測をしたものもあるので断言はできないが、今後資料が増えれば明確に分かれるのかもしれない。この表から、赤彩土師器も須恵器も、一応、器高：口径の関係が、1：2に境界線があると云えよう。したがって、器形と法量には一定の規格のあったことが推定されるが、さらに残存状態良好な資料が増加しなければ細分類できないであろう。鉢は壺の大型化したものということになるが、器高が5.5cmを越えている。

律令期の赤彩土師器のこの地方での先行研究は、異淳一郎氏による伯耆国序跡の発掘調査がある<sup>4)</sup>。異氏はまず壺と皿の調整について着目し、口縁部を横ナデし、底部外周未調整のものをa手法、底部を窓削りするものをb手法とする。次に、製作技法を3段階に分けている。第1段階は、回転台を利用しない成形で、b手法、箆磨き跡、暗文、赤彩は厚くハケ跡を残さないという特徴をあげる。第2段階は、窓削り技法を伴う回転台成形で、a手法が多くなり、赤彩は薄く喰られ、ハケ跡がのこり、底部は平坦となる。器形は須恵器に近くなる。第3段階は、ロクロ成形で、法量は小さくなり赤彩はなくなる。そして、第1段階を奈良時代後半、第2段階を9世紀後半代、第3段階を10世紀前半代の年代を与えている。大津町北遺跡・中野清水遺跡においても、赤彩土師器においては、年代観

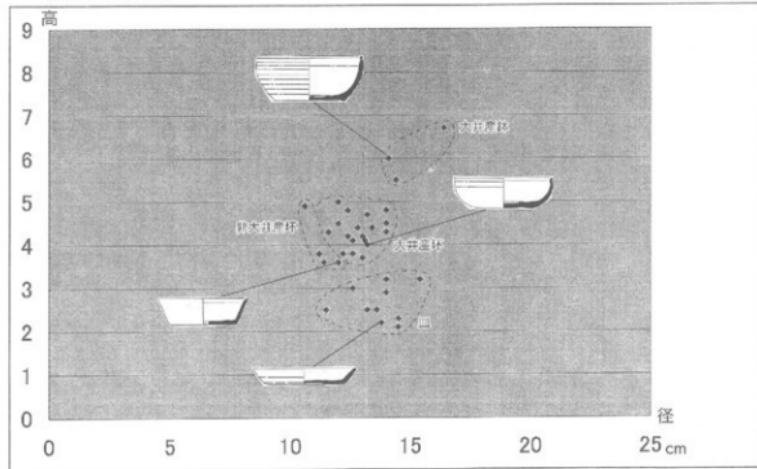
を除くと、ほぼ同様な技法と調整の変遷が認められる。今少し追加すれば、須恵器に対する赤彩土師器の量が増し、壺・皿とも赤彩は全面から底部外面にはみられなくなり、壺・皿の高台の付くB類は、高台の位置が、内側から外側へ、高いものから低いものへ、断面が方形のものから逆三角形のものへと変遷が辿れそうである。但し、伯耆国庁の第3段階の遺物はほとんど出土しなかった。

第157図は試みに、赤彩土師器と須恵器の、鉢・壺・皿について、互いに同器形と思われるものを比較したものである。鉢Aは鉄鉢形である。鉢Bと壺B1、壺B2は、赤彩土師器が須恵器を模倣したものであろう。特に鉢Bと壺B2は須恵器工人による製作技法のようにみえる。皿はA・B共に、赤彩土師器を須恵器が模倣したものであろう。注目されるのは、出雲大井産須恵器壺A1・A2に対応する赤彩土師器がみあたらないことである。これらの器種はC段階（8世紀後半）の内に生産が終わり、出雲大井産須恵器以外の須恵器の器種に取って代わられたと思われる。赤彩土師器は、第156図の表の（付）以外は、基本的に都城の土師器を模倣したものである。在地の須恵器には皿という器種は元来なかったもので、都城の土師器の皿が国都制の成立と共に国府・郡家にもたらされ、在地の須恵器工人によって写されたと考えられる。出雲国庁の町田章編年では皿の段階になつて土師器写しの須恵器皿類が登場するようであるが、やがて体部が直線的になっていく。そのころから、出雲大井窯以外でも須恵器の生産が始まるが、出雲に特徴的であった壺A1・A2の生産は全く行われなくなる。赤彩土師器写しの須恵器生産の開始は、この地方での官衙の成立・展開にと深く関わっており、大津町北遺跡・中野清水遺跡のような末端の村落社会にも確実に伴侶制度が浸透していくことを土器生産の面からも示していると云えよう。

**土製支脚の性格** 大津町北遺跡・中野清水遺跡出土資料の中で特徴的なものに、獸脚形土製支脚と仮称した支脚がある（第56図、第101図41、第131図61・62）。これらは第158図②でその使用方法を想定したように、おそらく、1/3ほどを地中に埋めて、その上に壺型上器を置いたと考えられる。上下をどちらにしても使用できるように作られている。土製支脚としては他に例を知らない。山陰地方の上製支脚は6世紀頃から多くなり律令期に至って盛行する。上製支脚は全国的にみると、壺型土器の底を、一つで支えるもの、二つがセットとなるもの、三つで一具とするものの3種ある。仮にこれらをそれぞれ、I型・II型・III型と呼ぶと、山陰地方にはII型とIII型が多い。これらの土製支脚には胴部に突起のあるものや、ないもの、また、孔のあるもの等がある。日本で出土する土製支脚は弥生時代を最古とし<sup>11</sup>、九州から北海道まで広く分布する。その形態のほとんどは中国の新石器時代にある。嚴文明氏の「中国古代の陶支脚」<sup>12</sup>や甲元真之氏の集成<sup>13</sup>によれば、磁山文化（BC5400～BC5100）を最古として、揚子江・黄河流域を中心に、アムール川の支流や台湾にまで分布している。今のところ韓半島には土製支脚の出土例はないけれども、中国の周辺地域では新石器時代に遡るものはないので、日本の土製支脚も大陸のものが直接・間接的に波及してきたものと考えられる。第95図629の中野清水遺跡II区3層出土のII型の土製支脚はこの地方での土製支脚の最古例であるが、実用品ではないであろう。おそらく、西部瀬戸内～北部九州地域から入ってきたものと思われるが、その後は細々と継承され、6世紀代以降に広く普及していく。I～III型は特に時期差があるのでなく、これを使用する側の諸条件によって、その時々に土製支脚の形態を選択していたように見受けられる。壺型土器を火にかける場合、①直接床に置く、②支脚を使う、等の方法が考えられるが、民族例を参考にすると、3個の自然石製の支脚が使われていたことが考えられる。神奈川県藤沢市の縄文時代草創期の南鍛冶山遺跡の礫に残る被熱痕を詳細に検討された桜井



赤彩土師器(無高台)

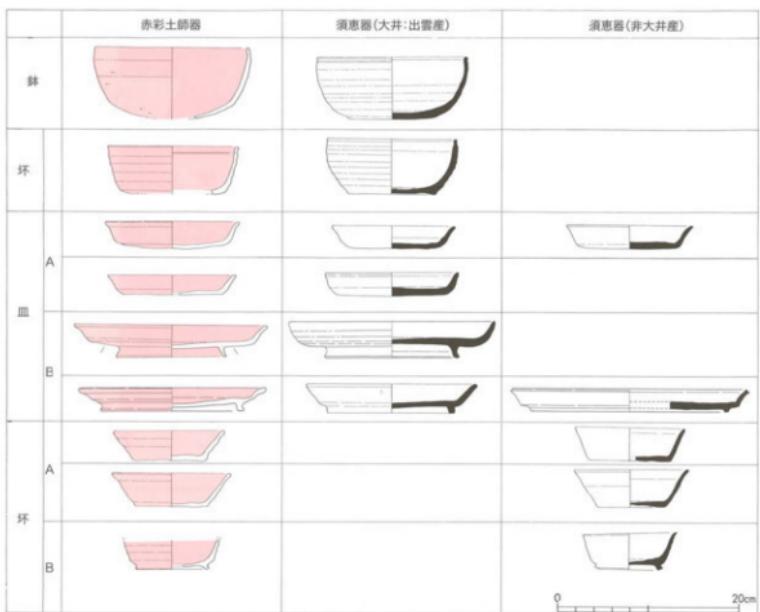


須高台(無高台)

第156図 大津町北・中野清水遺跡出土上師器・須高台関係図(1)

準也氏は、第158図①のような自然石製の支脚（Ⅲ型）の存在を明らかにされた<sup>30</sup>。中国においても嚴文明氏も前掲の論文の中で、中国周辺地域の民族例をひきながら、河姆渡遺跡の中の片方が被覆している自然石が支脚であることを指摘している。石製の支脚は、土製支脚が作られるようになつてからも長い間使用されていたと思われる。

このような、石製・土製支脚に対し、甕は5世紀ごろ日本に入ってきたと云われ、地域によっては竪穴建物の壁に粘土で造り付けられた甕（造付甕）となったり、土製の移動式甕が採用されている。どちらかといえば、前者は東日本に多く、後者は西日本に多い。この甕が普及しても石製・土



第157図 大津町北・中野清水遺跡出土土師器・須恵器関係図(2)

製の支脚は消滅することはなかった。竈は基本的には支脚を必要としない構造である。にもかかわらず、造付竈の地域では、I型が竈の内部中央で壺形土器の底を支えるように使用されたらしい。支脚としてどれだけ機能していたのか疑問が残る。土製の移動式竈の地域では、支脚はII型・III型が多いが、これらは竈の中で使用はなされていない。竈の外において使用されている。つまり、竈と土製支脚の両方が使用されていた。このようにみると、土製支脚のI～III型は日常的に使用されていたかどうか疑わしい。非日常的な使用方法があったことが想定されよう。このような視点で、あらためて中野清水遺跡の獸脚形土製支脚をみると、I型として分類されるけれども、その形態は自然石製の支脚を意識して作られているとみることもでき、そこには煮沸や炊飯を伴う祭祀行為の存在が推定される。このことは、獸脚形土製支脚のみにとどまらず、土製支脚そのものが、その出現当初から（おそらく、中国においても）非日常的な性格を持っていたことを示唆するものであろう。先に、土製支脚を含む廃棄された遺物群の一単位が、祭祀の主体の単位でもあることを述べたが、土製支脚は例えれば古代農民の農事暦の中の祭日に使用されていたようなことが想像されるのである。

そのような性格を持った土製支脚がまだ使用に十分耐えうる他の炊飯用具や食器とともに惜しげもなく廃棄されることの意味は、さらにこの種の遺跡の調査例の増加を待って検討されなければならないが、あえて憶測すれば、それらの遺物に取り扱うことがどうしてもできない汚れのようなものを認識したか、それとは逆にあまりにも神聖なものとして認識されたのかのどちらかであろう。しかし、その祭祀の具体的な行為は、炊飯がなされたという以外は、遺構・遺物のみからでは推定

できない。

塩治郷と止屋淵 ところで、第76図477（カラー図版1）で示した須恵器壺A1には、底部外面に「塩治」と読める墨書があった。これは『出雲國風土記』神門郡条の鹽治郷や『和名類聚抄』<sup>9</sup>の塩治郷に関係するものとして注目されよう。以下は古代神門郡の郷名である。

『出雲國風土記』(733) 『出雲國賦給歴名帳』(739) 『和名類聚抄』(931-938)

|     |     |     |
|-----|-----|-----|
| 朝山郷 | 朝山郷 | 朝山郷 |
| 日置郷 | 日置郷 | 日置郷 |
| 鹽治郷 |     | 塩治郷 |
| 八野郷 |     | 八野郷 |
| 高岸郷 |     | 高岸郷 |
| 古志郷 | 古志郷 | 古志郷 |
| 滑狹郷 | 滑狹郷 | 滑狹郷 |
| 多伎郷 | 多伎郷 | 多伎郷 |
| 餘戸里 | 伊秩郷 | 伊秩郷 |
| 狹結驛 |     | 狹結驛 |
| 多伎驛 |     |     |
| 神戸里 |     |     |

古代には同じ神門郡内であった出雲市上塩治町三田谷遺跡では、「八野郷神門米地代」、「高岸三上部茂×」という、八野郷・高岸郷という神門郡内の郷名木簡が出土している<sup>10</sup>。これに中野清水遺跡出土墨書き器の「塩治」を加えると、三つの郷名が考古資料から文献を裏付けたことになる。『出雲國風土記』神門郡条では、鹽治郷は次のように記載されている。

鹽治の郷 郡家の東北のかたの六里なり。阿遻須根高日子命の御子、鹽治毘古能命、坐す。故、止屋といふ。神龜三年、字を鹽治と改む。

すなわち、鹽治郷は（神門）郡家の東北の方向に六里のところにあって、アジスキタカヒコノミコトの御子のヤムヤヒコノミコトが郷の中に鎮座していらっしゃる。だから、止屋と云うのである。神龜三年（725）に、字を「止屋」から「鹽治」に表記を改めた、というのである。それは、『出雲國風土記』の総記に、「其の郷の名の字は、神龜三年の民部省の口宣を被りて、改めぬ。」としているように、全国的に下された勅令に基づくものであった。鹽治毘古能命は記紀の神統譜にはみえない神で、この郷の人々によって祀られた土地の神であろう。この鹽治郷に関係して、『日本書紀』崇神天皇60年条<sup>11</sup>には、次のような一節が載せられている。それは、出雲大神宮にある天よりもたらされた神寶を出雲臣の遠祖の出雲振根が管理しており、崇神天皇がそれを見たいため、武諸隅を遣わして獻上させようとしたのである。少し長くなるが引用しよう。

（略）是の時に當りて、出雲臣の遠祖出雲振根、神寶を主れり。是に筑紫國に往りて、遇はず。其の弟飯入根、則ち豈命を被りて、神寶を以て、弟甘美間口狹と子鶴瀬淳とに付けて貢り上げぐ。既にして出雲振根、筑紫より還り來きて、神寶を朝廷に獻りつといふことを聞きて、其の弟飯入根を責めて曰はく、「數日待たむ。何を恐みか、難く神寶を許しし」といふ。是を以て、既に年月を経れども、猶恨怨を懷きて、弟を殺さむといふ志有り。仍りて弟を欺きて曰はく、「頃者、止屋の淵に多に養生ひたり。願はくは共に行きて見欲し」といふ。則ち兄に隨ひて往

く。是より先に、兄竊に木刀を作れり。形真刀に似る。

當時自ら佩けり。弟眞刀を佩けり。共に淵の頭に到りて、兄の、弟に謂たり曰はく、「淵の水清冷し。願はくは共に游泳みせむと欲ふ」といふ。弟、兄の言に從ひて、各佩かせる刀を解きて、淵の邊に置きて、水中に沐む。乃ち兄先に陸に上りて、弟の眞刀を取りて自ら佩く。後に弟驚きて兄の木刀を取る。共に相撲つ。弟、木刀を抜くこと得ず。兄、弟の飯入根を撃ちて殺しつ。故、時人、歌して曰はく、

や雲立つ 出雲梟帥が 佩ける太刀 黒葛多巻ぎ さ身無しに あはれ  
是に、廿美韓日狹・鷗湧淳、朝廷に参向でて、曲に其の狀を奏す。則ち古備津彦と武渟河別とを遣して、出雲振根を誅す。(略)

この『日本書紀』の一節は、大和と出雲との間にあったであろう歴史的事情を反映するものとしても注目されるのであるが、その舞台となつた「止屋淵」は神門郡塩治郷内と考えられる。前掲の『出雲國風土記』によれば鹽治郷は神龜三年(725)以前は止屋郷と表記されていたので、『日本書紀』の成立した養老4年(720)とは矛盾しない。一方、塩治郷に関係する神社は、『出雲國風土記』と『延喜式』によれば次のようである。

『出雲國風土記』(733) 『延喜式』(927)

(在神祇官)

夜半夜社

鹽治神社

夜半夜社

鹽治比古神社

同夜半夜社

鹽治比古麻比彌能神社

(不在神祇官)

鹽治社

鹽治比古命御了燒太刀天穗日子命神社

同鹽治社

『出雲國風土記』の在神祇官社の三社がそのまま延喜式内社であるのかどうかという問題もあるが、社名には、「夜半夜」と「鹽治」との二つの表記がある。ただし、略字の「塩治」の表記はない。『播磨國風土記』筋磨郡条安相里によれば、「(略) 後に里の名は字を改めて二字に注すに依りて、安相里と為す。」とあり、郡里制の時期に里名を二字に統一されたことが知られる。『出雲國風土記』の社名にみえる「夜半夜」は、「止屋」以前の表記であった可能性が高い。従つて、塩治郷の表記の変遷を次のように整理することができよう。

夜半夜里 ······ (国詳甲制)

↓

止屋里 ······ (国都里制)

↓

止屋郷 ······ (国都郷里制) 龟元年(715)

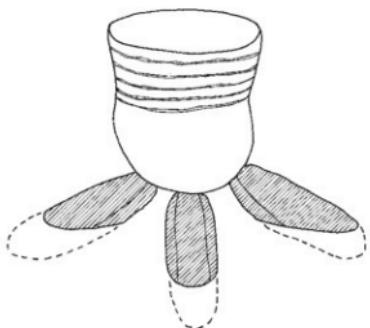
↓

鹽治郷 ······ 神龜三年(726)

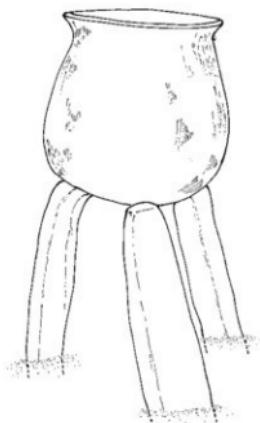
↓

塩治郷 ······ (国都郷制) 『相名類聚抄』

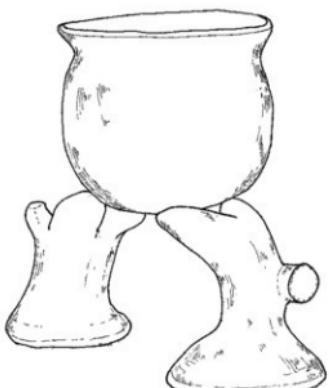
このことは、第76図477の須恵器A1の「塩治」と墨書きされた年代が神龜三年(726)まで測らない可能性を示していると云えよう。須恵器A1は8世紀後半の内には生産されなくなると考えられるので、この須恵器はおよそ740~780年間のものに推定されよう。この墨書き須恵器の出土を重視すれば、大津町北遺跡・中野清水遺跡の所在するあたりは古代の神門郡塩治郷の中にあったこと



①石製支脚  
(櫻文草創期)  
桜井準也「櫻文時代草創期における脚の使用法について」『湖南考古学同好会々報』48より  
トース



②土製支脚  
(7～8世紀)  
中野清水遺跡

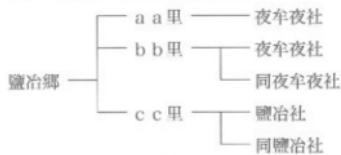


③土製支脚  
(7～8世紀)  
中野清水遺跡

第158図 支脚使用想定図

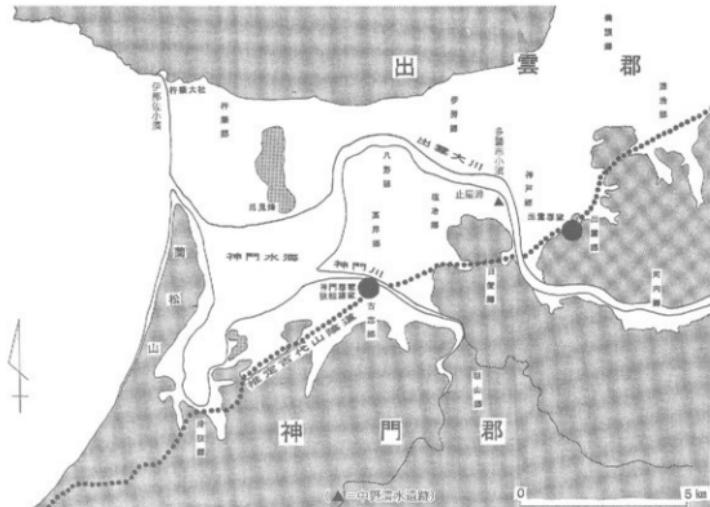
になろう。『出雲国風土記』は神門郡家から鹽治郷までの方位と里程を記している。神門郡家を出雲市古志町の古志本郷遺跡として、『出雲国風土記』の記述の通りに、北東方向に当時の六里（約3.2km）を測ると現在の出雲市今山町あたりになる。そこから大津町北遺跡・中野清水遺跡までは約2.0kmある。古代の里（郷）は、戸合為里条<sup>23)</sup>の「凡そ戸は、五十戸を以て里と為よ。(略)」とする戸の集まりとして規定する。しかし、里（郷）が範囲を持っていたことは風土記の記述からも推定されるところである<sup>24)</sup>。鹽治郷に隣接する欠野郷・高岸郷・日置郷との位置関係から、鹽治郷の範囲を推定すれば、現在の今市町・大津町・中野町・萩原町を含む径2.5～3.0kmほどにならうかと思われる。5ヶ所の社も鹽治郷の範囲内にあった。神門郡内の他の社はその社名からも、この鹽治郷内にはなかったと思われる。『出雲国風土記』によれば鹽治郷には三つの「里」があった。『天平11年出雲国賄給歴名帳』によれば出雲郡と神門郡の「里」名が知られるが、残念なことに鹽治郷の部分は欠落している。したがつ

て、「里」名は不明であるが、この「里」は2～3の自然村落による法的擬制できていたと考えられるので<sup>20</sup>、社と自然村落の関係から、同名社を枝村の村落社として、次のように鹽治郷の三つの「里」を復元することができよう。



『出雲國風土記』が編纂された天平5年（733）当時は、「cc里」には式内社ではなく、その後、鹽治社か同鹽治社のどちらかが鹽治比古命御子燒太刀天穗日子命神社として昇格したようである。それは次のような理由による。つまり、『出雲國風土記』では式内社の数は184社で、『出雲國造神賀詞』では186社、『延喜式』では187社となっていて、3社増えている。その3社とは、能義郡の天穗日子命神社と、神門郡の神產魂命子牛日命神社と鹽治比古命御子燒太刀天穗日子命神社である。石塚尊俊氏は、『文德實錄』天安元年（857）に、能義郡の天穗日子命神社が「在出雲國從五位下天穗日子命神社預官社」として神祇官社となつた記事がみえることから、他の2社である神門郡の神產魂命子牛日命神社と鹽治比古命御子燒太刀天穗日子命神社が、国史に記述を欠くけれども、神祇官社に昇格したのは、『出雲國風土記』が編纂された天平5年（733）～天安元年（857）の間であったとしている<sup>21</sup>。妥当な見解としてここではこれに従う。

『出雲國風土記』の神門郡家から各郷までの距離については、郷<sup>庄</sup>＝郷長の家、あるいは、郷家までとする加藤義成氏<sup>22</sup>や閔和彦氏<sup>23</sup>の説や、郷の入り口までとする石塚尊俊氏<sup>24</sup>の説がある。いずれも、郷に範囲があったことを前提にしている。郷<sup>庄</sup>なり、郷家という施設が郷（里）の中に存



第159図 古代出雲郡・神門郡関係図

在していたかどうかには諸説があるが、大津町北遺跡・中野清水遺跡出土の硯や墨書き器を官衙や役人に関係するものとして評価したとしても、両遺跡が直接そのことに関わる性格ではないことは報告した遺構・遺物が物語っている。

多藝志小濱 第159図は、古代の出雲郡～神門郡の推定復元図である。先に掲げた『日本書紀』にみえる「止屋淵」は大津町北遺跡・中野清水遺跡に重なるところでもある。ちょうど古代の斐伊川が大きくカーブするところで深く淵となっていたのであろう。この斐伊川は神門郡と出雲郡の郡境となっており、「止屋淵」の対岸は現在の出雲市武志町である。この武志町は『古事記』のいわゆる大國主神の國譲り神話に「多藝志小濱」として登場する。それは次のような内容である。

故、更に且還り来て、其の大國主神に問ひたまひしく、「汝が子等、事代主神、建御名方神の二はしらの神は、天つ神の御子の命の隨に違はじと白しぬ。故、汝が心は奈何に。」ととひたまひき。爾に答へ白ししく、「僕が子等、二はしらの神の白す隨に、僕は違はじ。此の葦原中國は、命の隨に既に獻らむ。唯僕が住所をば、天つ神の御子の天津日羅知らしめす登蛇流天の御巢如して、底津石根に宮往布斗斯理、高天の原に氷木多迦斯理て治め賜はば、僕は百足らず八十両手に隠りて侍ひなむ。亦僕が子等、百八十神は、即ち八重事代主神、神の御尾前と為りて仕へ奉らば、遵ふ神は非じ。」とまおしき。如此白して、出雲國の多藝志の小濱に、天の御舍を造りて、水戸神の孫、備八玉神、膳夫と為りて、天の御饗を献りし時に、荷き白して、櫛八玉神、鰐に化りて、海の底に入り、底の波瀬を呼び出でて、天の八十尾良迦を作りて、海布の柄を鎌りて、燧臼に作り、海尊の柄を以ちて燧杵に作り、火を鑄り出でて云ひしく、

是の我が鎔れる火は、高天の原には、神產泉日御祖命の、登蛇流天の新巣の八拳垂る摩丘焼き挙げ、地の下は、底津石根に焼き凝らして、棹綱の、千尋綱打ち延へ、釣為し海人の、口大の、尾翼鮪、佐和佐和邇、控き依せ騰げて、打竹の、登遠遠登遠遠、天の眞魚昨、獻る。

といひき。故、建御雷神、返り参上りて、葦原中國を言向け和平しつる狀を、復奏したまひき。

大国主神に対して高天原から遣わされた建御雷神が、出雲國の「伊那佐小濱」で國譲りを迫るのであるが、その服属儀礼の様子がこの「多藝志小濱」で具体的に記されている。それは、この段から、鶴飼による魚（おそらくアユ）・海藻刈り鎌による若海藻・延縄によるスズキ＝天の眞魚昨等が、燧臼・燧杵によって鑄り出だされた神聖な火によって調理された「天の御饗」を献るものであることが知られる。藤原京や平城京から出土している出雲国関係の「贊」木簡の中で品目がわかるものを拾うと次のようである<sup>33)</sup>。

- a. 「出雲国嶋根郡副良里伊加大贊廿斤」 藤原京 イカ
- b. 「出雲評支豆丈里大贊煮魚須々支」 藤原京 スズキ
- c. 「出雲国若海藻○御贊○水洗」 平城京 ワカメ
- d. 「出雲国若海藻○御贊○塩洗」 平城京 ワカメ
- e. 「出雲国若海藻○御贊」 平城京 ワカメ
- f. 「出雲国煮千年魚○御贊」 平城京 アユ

推定した「天の御饗」の品目のスズキ（b）、ワカメ（c・d・e）、アユ（f）は全て「贊」木簡の中に入られる。特に「天の眞魚昨」の具体的品目はbの「煮魚須々支」であった可能性が高い<sup>33)</sup>。「多

「藝志小濱」にはこのような祭祀の場所の存在が想定されるのである。

まとめ このように、『日本書紀』の「止屋淵」と『古事記』の「多藝志小濱」は斐伊川を挟んで近い位置に對峙していたのであり、このあたりが記紀の中でどのように認識されていたのかを知ることができよう。そして、大津町北遺跡・中野清水遺跡を祭祀遺跡として捉えるならば律令国家の神祇制度をも考慮に入れておかなければならぬだろう。そのような視点で、ここで明らかにした塩治郷内の大津町北遺跡・中野清水遺跡における祭祀のA・B・Cの三段階をとりあえず次のようにまとめておわりにしたい。

A段階 6世紀後半～7世紀前半（中野清水II区2層SX20、IV区土器1・2群）

在地型祭祀の時期で、鹽治邑古能命を祭神とする小共同体祭祀。

B段階 7世紀後半～8世紀前半（中野清水II区2層II・III群）

在地型祭祀に律令的祭祀が加わりはじめ、在地の小共同体の祭神が律令国家の神祇制度の中に組み込まれていく時期。鹽治邑古能命が阿邇須枳高日子命の御子となる記紀の神話大系の末端に位置づけられる。

C段階 8世紀後半～（中野清水SX07、2層I群）

在地的祭祀の要素が薄くなり、より律令的祭祀の色彩が強くなる時期。不在神祇官社であった鹽治社が鹽治比古命御子焼太刀天穗日命神社として神祇官社に昇格する。

#### 【参考文献】

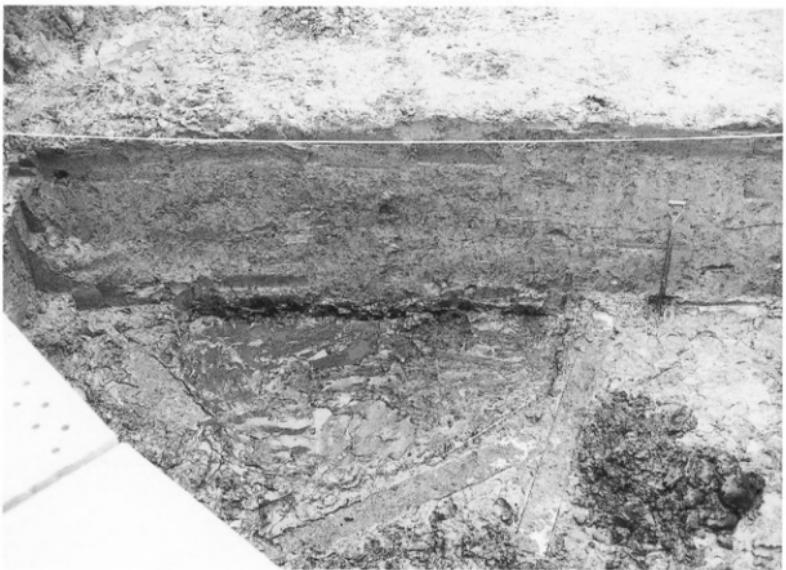
- 1) 小林行雄「土製支脚」『考古学雑誌』31～5日本考古学会1941
- 2) 秋本占部「漁人記」日本古典文学大系2 1958
- 3) 井上光貞他「律令」日本思想人系1976
- 4) 宮原一郎「物語」『伯耆国守跡発掘調査報告（第5・6次）』鳥取市教育委員会1979
- 5) 池邊 強「有名頃吳抄那岐郡里摩郡考證」1981
- 6) 「平城宮発掘調査報告」X I奈良国立文化財研究所1982
- 7) 斎文明「中國古代の陶器開拓」『考古』6-183 1982
- 8) 戸淵幹夫『金沢山戸水C遺跡』石川県教育委員会1983
- 9) 内田律雄「才ノ崎遺跡」国道9号バイパス建設予定地内埋蔵文化財発掘調査報告書IV 烏根県教育委員会1983
- 10) 柳原賛「二雲遺跡の構造と遺物」『三雲遺跡』福井県文化財調査報告第65集1983
- 11) 石塚尊房「神座現命子牛日命神社」式内社調査報告書1983
- 12) 勝部邦「隱岐島の古墳」『山陰考古学の諸問題』1986
- 13) 石冢尊房「古代山陰の研究」1986
- 14) 出原忠三「吉津賀遺跡・具岡中山遺跡群・後川・中筋川埋蔵文化財発掘調査報告書」高知県教育委員会1988
- 15) 加藤義典「新訂出雲國風土記考究」1992改訂四版
- 16) 桜井泰也「義文時代草創期における穀の使用法について」『湘南考古学同好会会報』48湘南考古学会1992
- 17) 北野博司「石川県金沢市C水C遺跡」石川県立埋蔵文化財センター1993
- 18) 関 有利「日本古代社会生活史の研究」1993
- 19) 坂本太郎他「日本書紀」上1993
- 20) 丸山真之編「環東中国海沿岸地域の先史文化」第2編1999
- 21) 金山正樹「赤坂地区吉岡町整備事業に伴う松江北東部遺跡発掘調査報告書」松江市文化財調査報告78集1999
- 22) 足立克己「駿原西遺跡」一般国道9号バイパス建設予定地内埋蔵文化財発掘調査報告書I鳥取県教育委員会1999
- 23) 足立克己「藏小路西遺跡」一般国道9号バイパス建設予定地内埋蔵文化財発掘調査報告書2鳥取県教育委員会1999
- 24) 内田律雄「出雲国風土記」の釋について『山陰古代史研究』第9号 1999
- 25) 黒山貴保「三田谷I遺跡」斐伊川放水路延設予定地内埋蔵文化財発掘調査報告書IV鳥取県教育委員会2000
- 26) 烏谷方季「三田谷I遺跡」斐伊川放水路延設予定地内埋蔵文化財発掘調査報告書V鳥取県教育委員会2000
- 27) 三原一将「高岡遺跡」北芸ジュンテンードー敷地造成事業に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書 出雲市教育委員会2000
- 28) 北浦引人「青谷寺寺地遺跡」3 烏取県教育文化財団調査報告書72 鳥取県教育文化財団2001
- 29) 鳥田孝雄「下田遺跡」「水のめぐみ」14年度出土文化財巡回展示会展示図録 鳥取県教育委員会2002
- 30) 松山哲弘「神原神社古筑」加茂町教育委員会2002
- 31) 内田伸雄「國祖り神話と出雲」『東アジアの古代文化』112号 2002
- 32) 松本祐雄「高山山分縣の渦渕」『高山古墳群の研究』鳥取県古代文化センター2003
- 33) 守脇利栄「弥生時代から奈良時代前期の大溝状遺構」『古志本郷遺跡』VI鳥取県教育委員会2003
- 34) 中川寧「山陰における古式土師器の編年と派生する問題について」『古墳出現期の土師器と年代』大阪府文化財センター2003
- 35) 引用した木蘭資料は、奈良文化財研究所「木蘭データーベース」による。

# 写 真 図 版





大津町北遺跡 SD01（西より）



大津町北遺跡 SX01断面（南より）

図版2



大津町北遺跡 土層断面



大津町北遺跡 土器群



7-1~25



8-26~34



9-35~41



11-53

50

54

図版4



10-47



46



43



42



10-49



45



48



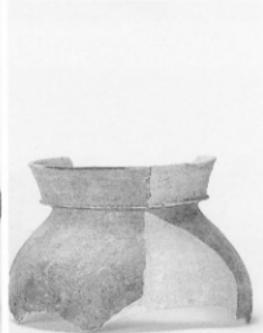
44



11-51



52



55



12-57



58



12-56



59



12-60



13-68



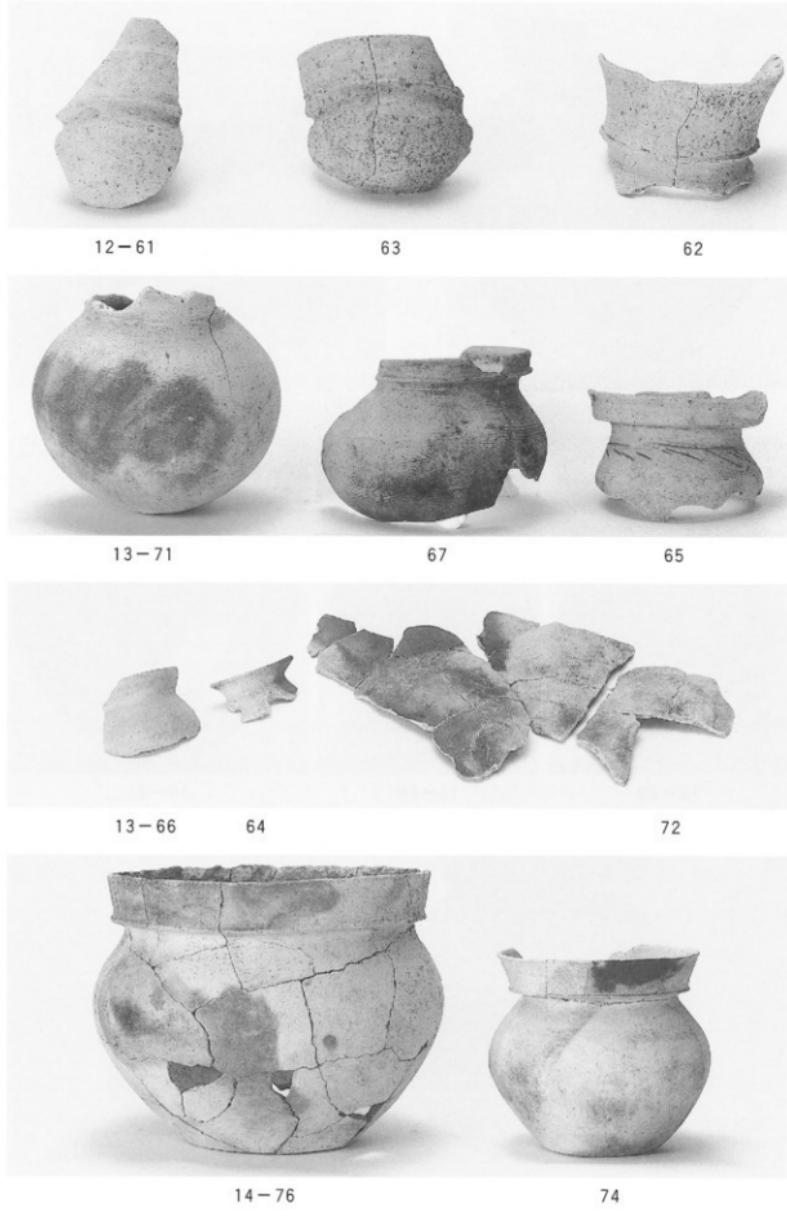
19-91



13-69

70

図版6





14-73

15-78

81



14-75

15-77



15-80

79



16-83

17-85

図版8



16-84



82



17-87



86



18-90



89



88



20-95



115



20-107



114



113



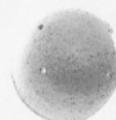
101



102



20-110



111



98



99



96



97



100

図版10



21-116



117



118



119



120



22-121



122



123



22-128



129



130



22-131



132

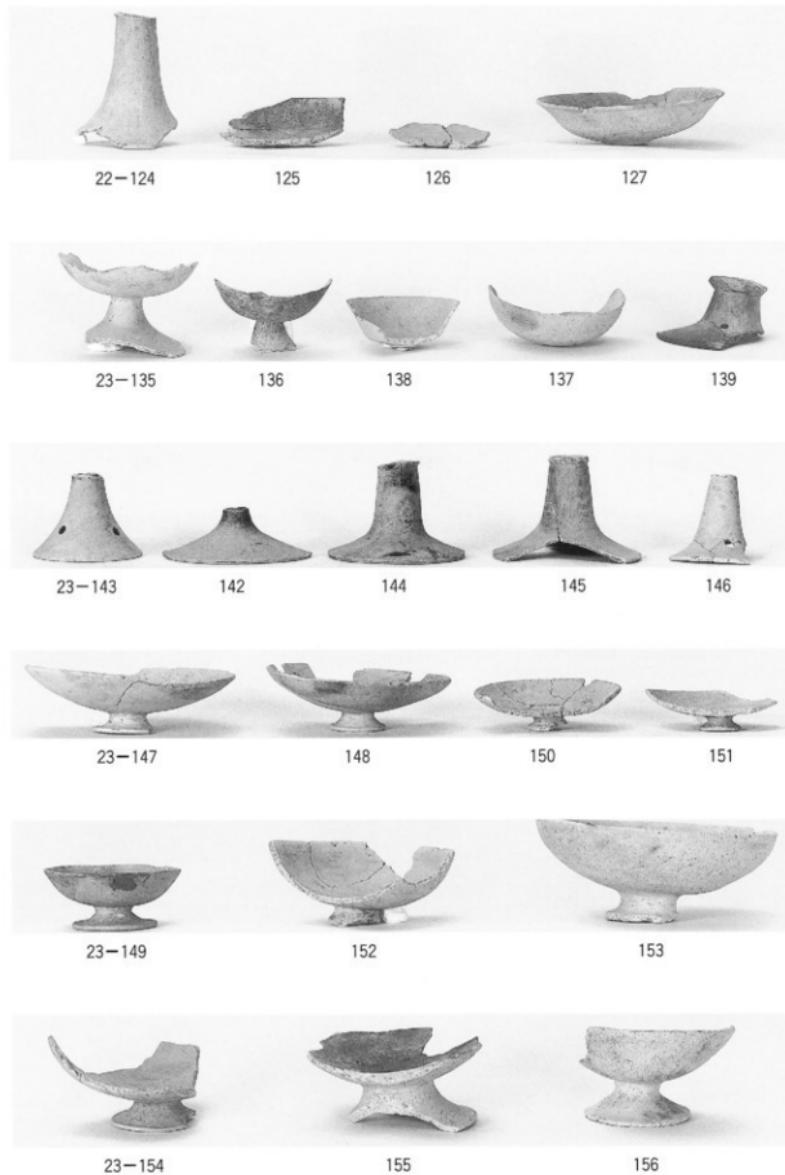


133

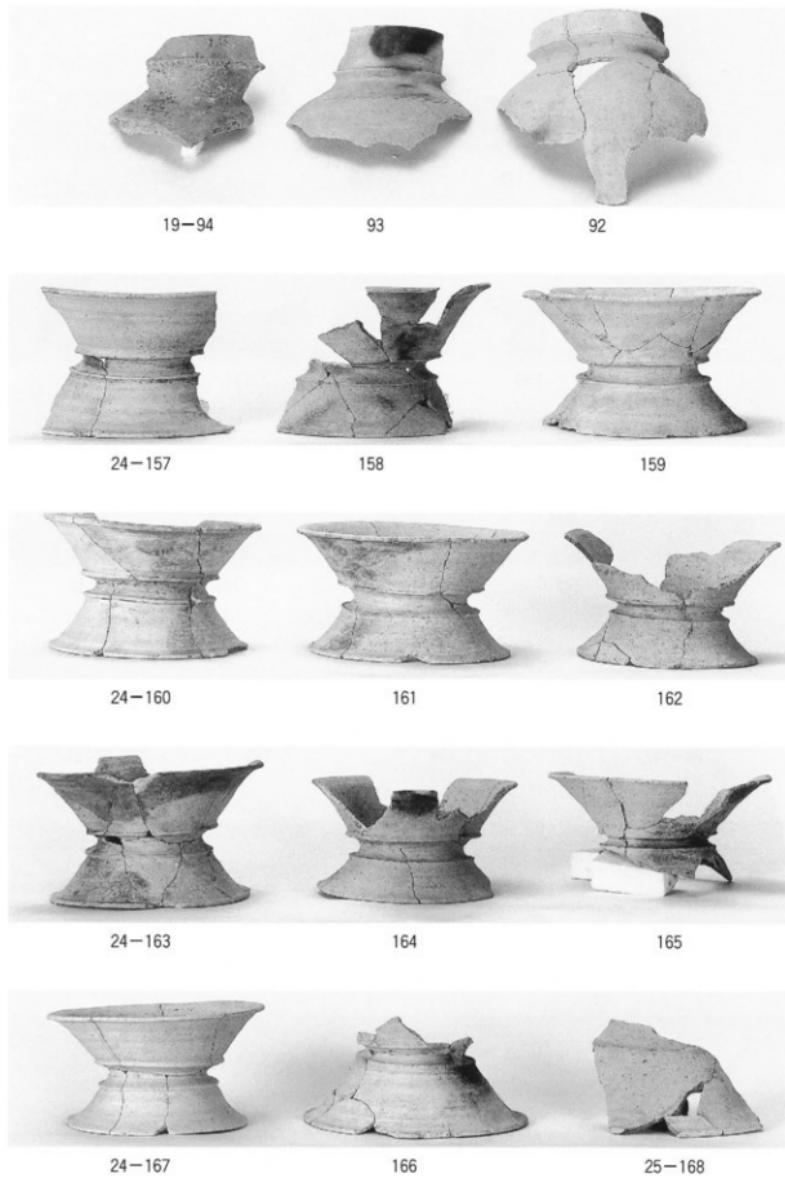


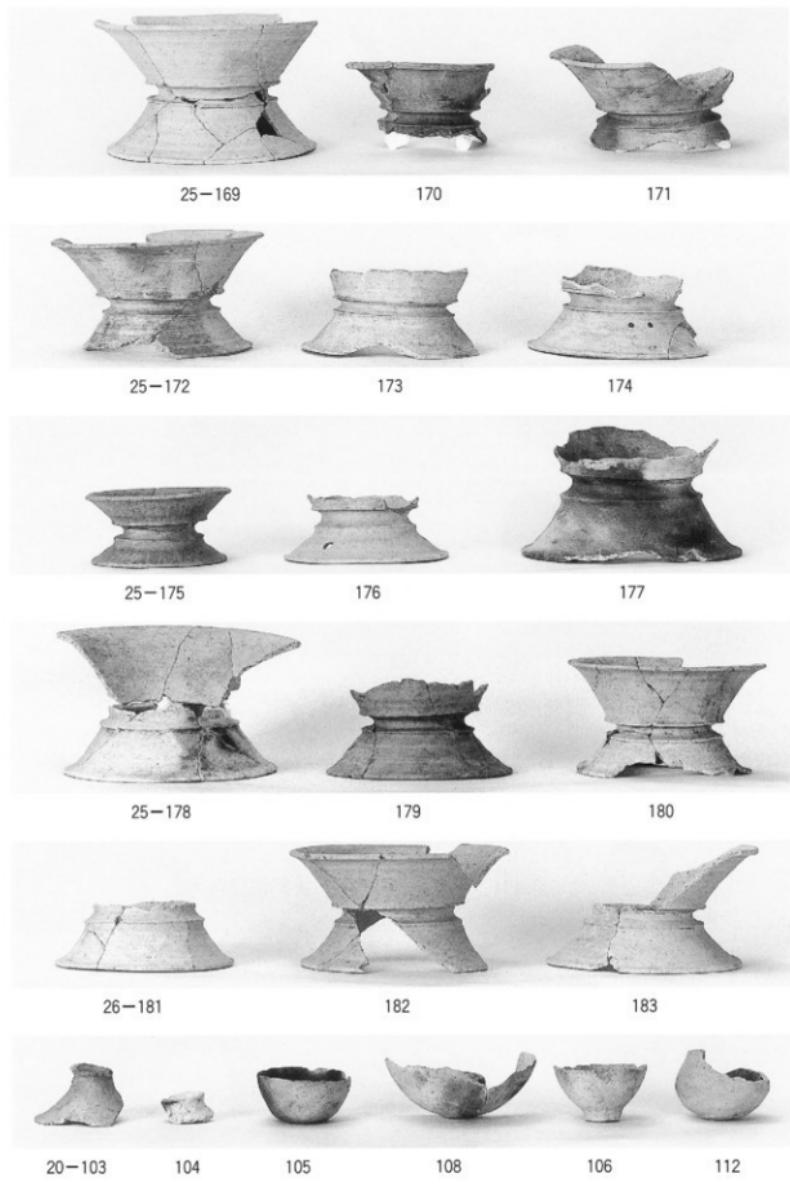
134

図版11

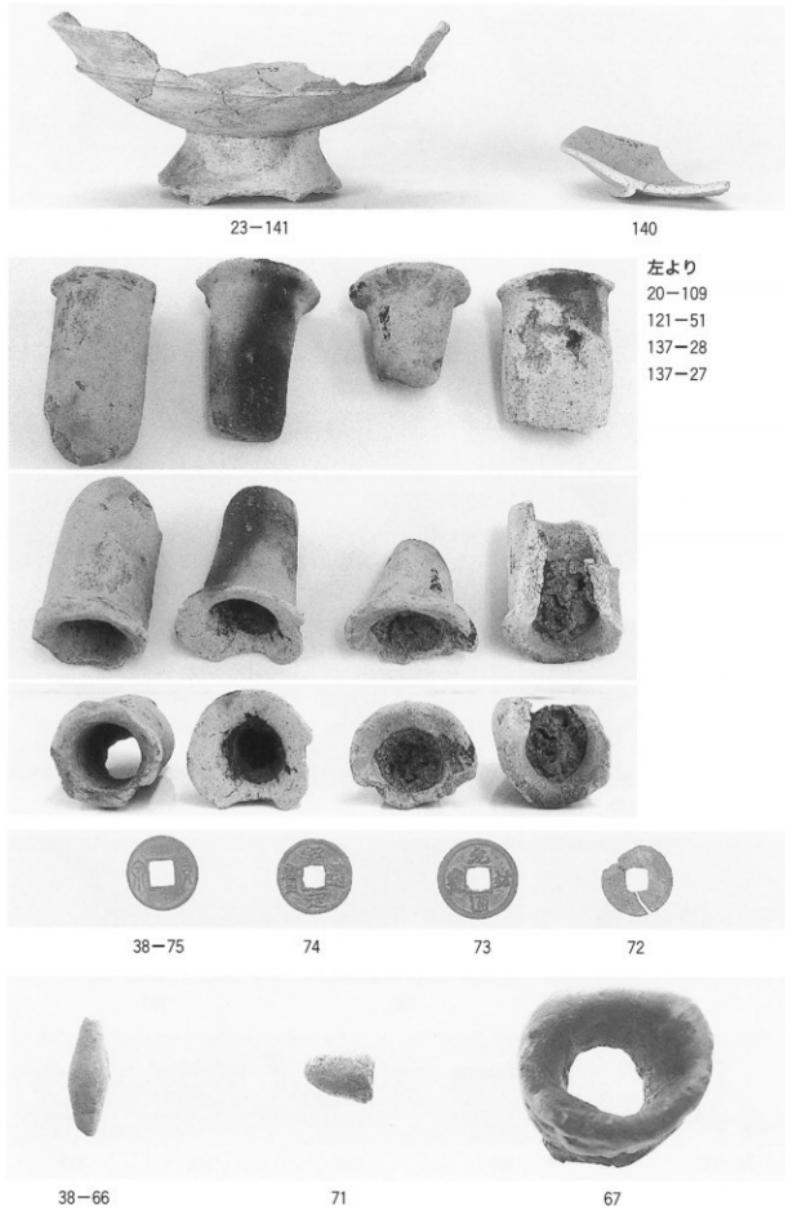


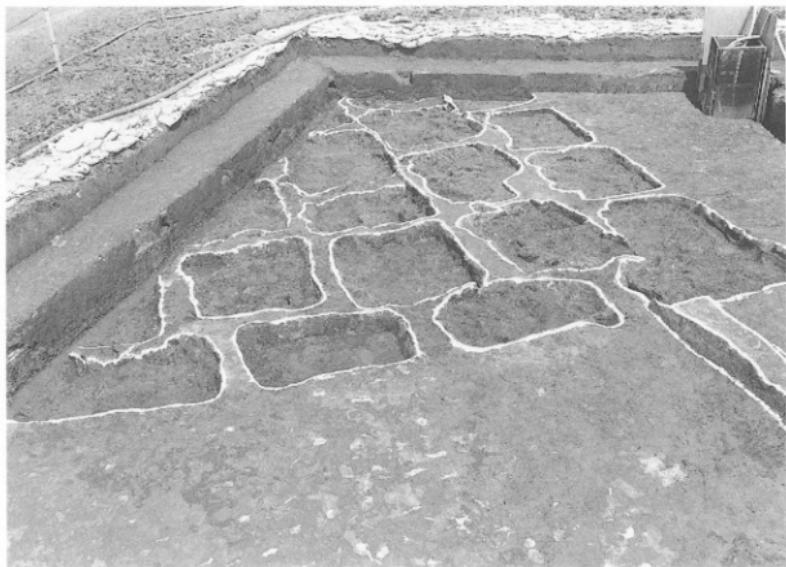
図版12





図版14





中野清水遺跡Ⅰ区 土取り跡



中野清水遺跡Ⅰ区 水田面及び土層

図版16



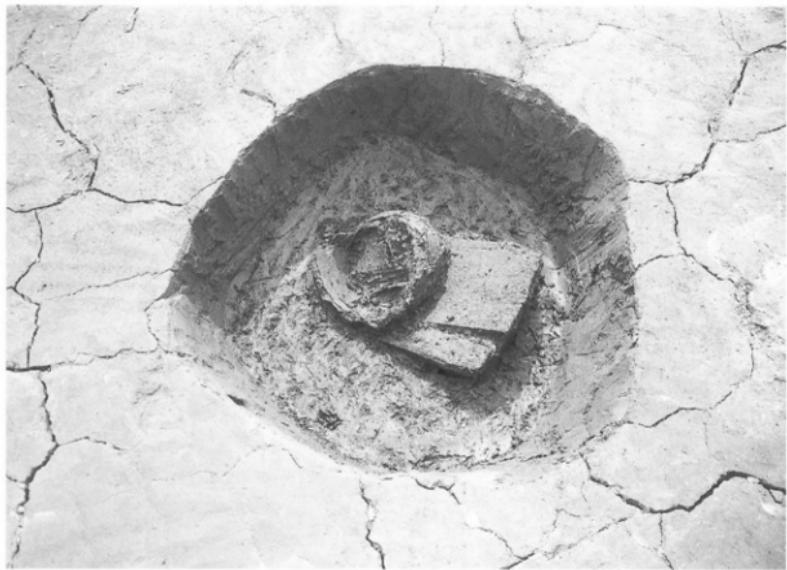
中野清水遺跡Ⅰ区 SX01



中野清水遺跡Ⅰ区 SX01



中野清水遺跡Ⅰ区2層遺構図



中野清水遺跡Ⅰ区 SX02

図版18



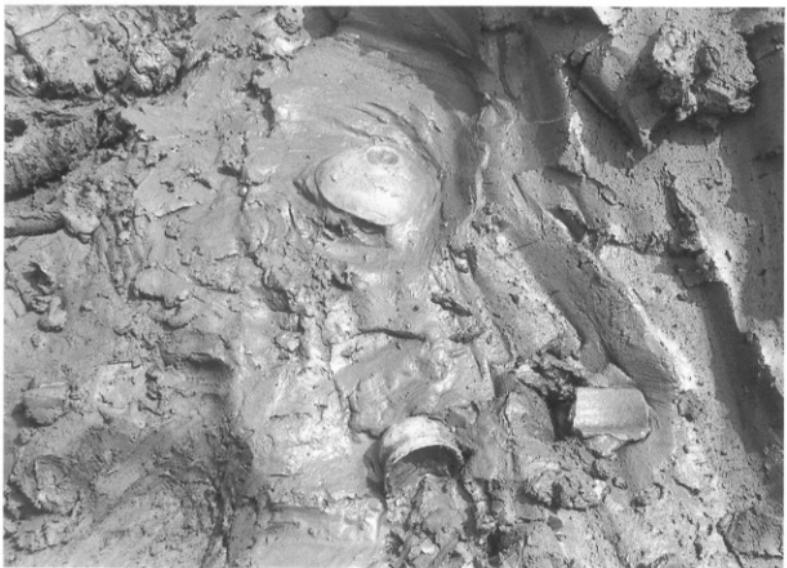
中野清水遺跡Ⅰ区 SK01



中野清水遺跡Ⅱ区より北を見る



中野清水遺跡Ⅰ区3層 遺物出土状態 (33-11)



中野清水遺跡Ⅰ区3層 遺物出土状態 (34-19・35-38)

図版20



29-1~22



31-3



32-7



34-16



34-15



33-11

33-12



31-2

1

6



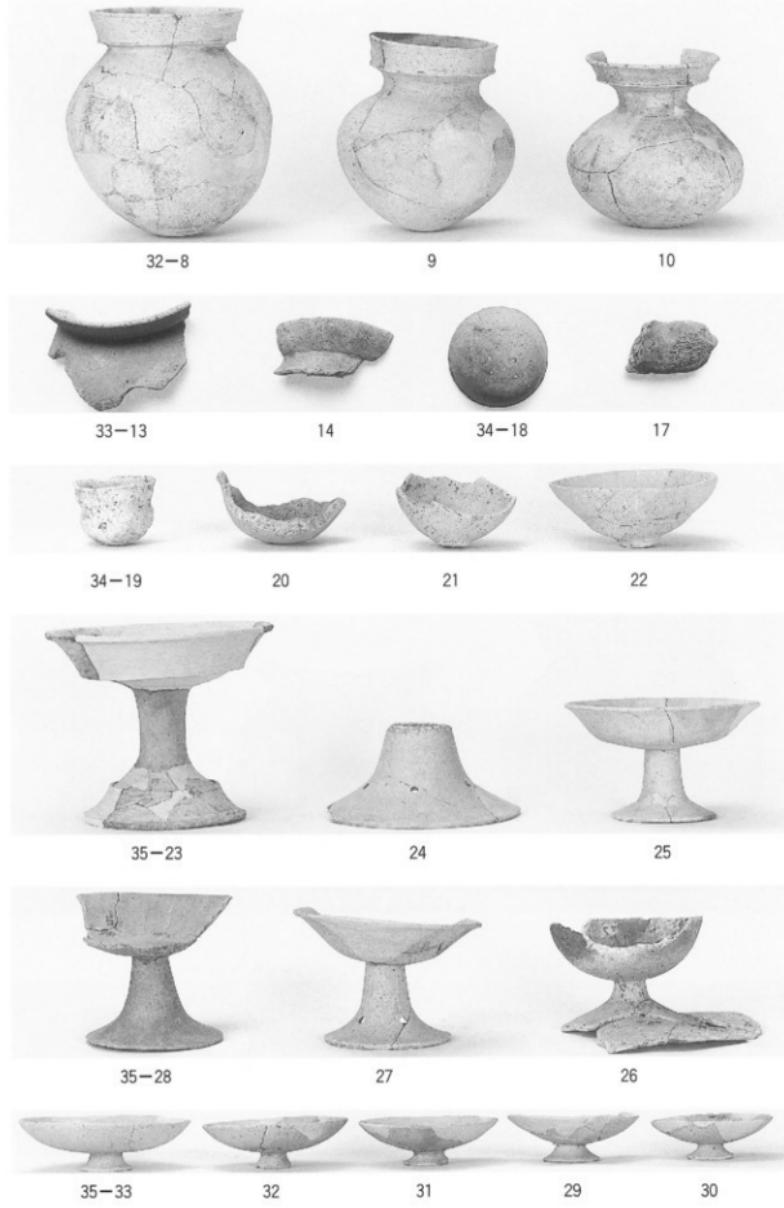
35-41

40

31-5

31-4

図版22





35-38



39



35-34



35



36



37



36-43



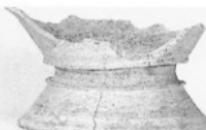
44



36-42



45



46



37-47



48



50



52



51



37-54



55



53



49

図版24



42-2~8

1



中野清水遺跡II区（西より東を見る）



中野清水遺跡II区2層II群 調査中

図版26



中野清水遺跡II区2層 調査中



中野清水遺跡II区2層II群 遺物出土状態

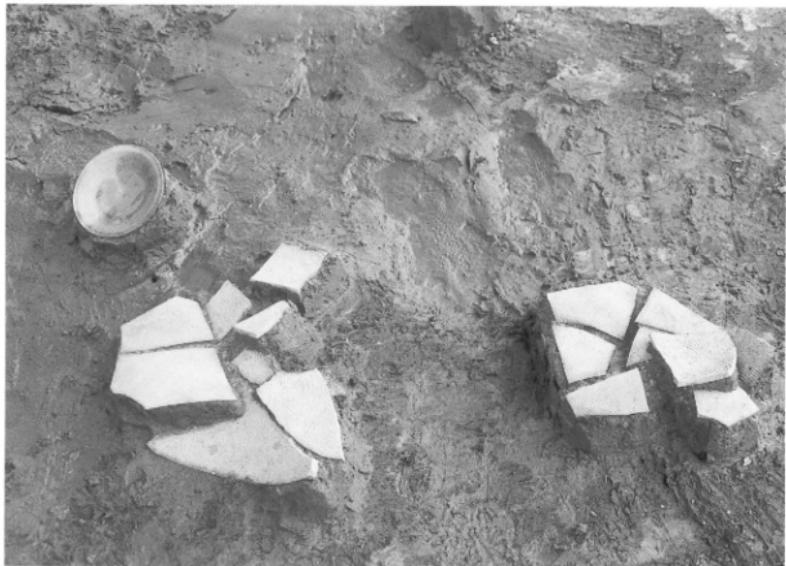


中野清水遺跡II区2層 遺物出土状態



中野清水遺跡II区2層 遺物出土状態

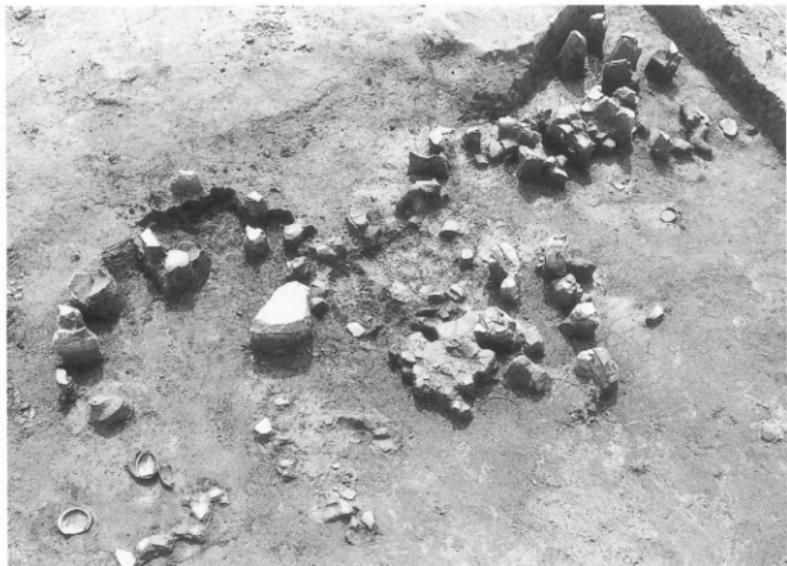
図版28



中野清水遺跡II区2層II群 遺物出土状態 (74-449)



中野清水遺跡II区2層III群 遺物出土状態 (73-434)



中野清水遺跡II区2層II群 遺物出土状態



中野清水遺跡II区2層II群 遺物出土状態

図版30



中野清水遺跡II区2層II群 遺物出土状態



中野清水遺跡II区2層II群 遺物出土状態



中野清水遺跡II区2層II群 遺物出土状態 (69-385・71-413)



中野清水遺跡II区2層II群 遺物出土状態

図版32



中野清水遺跡II区2層II群 遺物出土状態 (77-482・483)



中野清水遺跡II区2層II群 遺物出土状態



中野清水遺跡II区2層II群 遺物出土状態



中野清水遺跡II区2層II群 遺物出土状態 (53-170)

図版34



中野清水遺跡II区2層II群 遺物出土状態 (56-178)



中野清水遺跡II区2層II群 遺物出土状態 (77-498)